

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月

亀田医療大学

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革 | 2 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 4 |
| 基準 1. 使命・目的 | 4 |
| 基準 2. 内部質保証 | 12 |
| 基準 3. 学生 | 20 |
| 基準 4. 教育課程 | 32 |
| 基準 5. 教員・職員 | 42 |
| 基準 6. 経営・管理と財務 | 50 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 | 59 |
| 基準 A. 地域社会貢献 | 59 |
| A-1. 地域社会への貢献に関する活動 | 59 |
| V. 特記事項 | 62 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 | 63 |
| VII. エビデンス集一覧 | 78 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 78 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 79 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

平成 21(2009)年 4 月に設立された学校法人鉄蕉館（平成 21(2009)年 4 月 23 日に学校法人結城学園（平成元(1989)年 3 月 31 日設立）から改称。以下「本法人」という。）は、その使命として、「我々は、愛の心をもって、学修者が能力を最大限に発揮できるように支援し、自らの幸せと社会に貢献できる人材を育成すること。」を掲げている。また、平成 24(2012)年 4 月に創立された亀田医療大学（以下「本学」という。）は、以下の「HEART」に集約された特性をもつ教養豊かな医療人を輩出することを基本理念としている。

H : Humanity（人間への愛と尊厳）

E : Empowerment（動機付け、個人に内在する力の向上）

A : Autonomy（自律性と専門性）

R : Reason（理性）

T : Team（チーム医療）

2. 使命・目的

建学の精神・理念に基づく大学及び大学院の目的は次のとおりである。

〈大学の目的〉

本学の目的は、亀田医療大学学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」と記している。

〈大学院 看護学研究科看護学専攻 博士前期・後期課程の目的〉

本大学院看護学研究科看護学専攻 博士前期・後期課程の目的は、亀田医療大学大学院学則第 1 条に「看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と記している。

3. 大学の個性・特色

本法人の歴史は江戸時代に遡り、亀田家の 6 代目、亀田自證（じしょう）が長崎で蘭学を学び、当地域に「鉄蕉館」という蘭学塾と診療所を開設し、診療活動と医療、看護教育活動を開始したことに始まる。

本学では、この進取の気性を継承すべく看護師教育に邁進しており、特に看護教育の要である臨地実習において、平成 21(2009)年、日本で初めて JCI（世界標準の医療評価認証）を取得し、米国 Newsweek 誌 World's Best Hospitals において、令和 7(2025)年度も世界 47 位にランクイン（日本の医療機関の中では第 4 位）した医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターを本学の主な実習施設とし、実習指導者会議や臨床指導者研修を行う等、密接な

連携により、充実した実習環境を学生に提供し、優秀な看護師を輩出し続けている。

教学面においては、本学学部にて9つの専門領域（「基礎・専門基礎」、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「ウィメンズヘルス看護学」、「小児看護学」、「地域看護学」）を置き、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及びアセスメント・ポリシーに基づきポートフォリオ作成、PROGテスト等の実施により、学修成果の可視化を実践している。

大学院教育においては、令和元(2019)年当時、県南唯一の看護学研究科修士課程を開設し、3領域（「看護管理学領域」、「実践看護学領域」、「ウィメンズヘルス・助産学領域」）にて構成されているが、令和3(2021)年度、「実践看護学領域」に高度実践看護師コース（「がん看護専門看護師コース」、「精神看護専門看護師コース」）を置き、さらに、令和5(2023)年度には「クリティカルケア看護学」、「エンドオブライフケア学」を開設した。

令和7(2025年)4月には、博士前・後期課程で一貫した教育を展開すべく、「亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）」を設置し、これまでの修士課程を博士前期課程と名称変更した。博士前期課程修了者は、3つのどの領域においても実践現場で活躍しており、実践現場にいる看護管理者、助産師、高度実践看護師（「がん看護学」「精神看護学」「クリティカルケア看護学」「エンドオブライフケア学」を修了した者）にも、さらに高度な研究・実践能力を有した高度看護実践者となるための道を開くために、博士後期課程 Doctor of Nursing Practice（以下「DNP」とする）コース（実践看護学博士コース）実践看護学分野実践看護学領域を設け、亀田総合病院看護部等に所属の社会人大学院生の要望に応じている。

上記のとおり、本学は都心部から距離を置く南房総の地でありながら、地域に根差した高度な看護教育を実践し、優秀な看護師を育成し、地域社会に寄与している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

| | | | |
|-------------|-----|-----|-------------------------------|
| 昭和24(1949)年 | 2月 | 26日 | 学校法人結城学園設立（設置者 森田彦英） |
| 平成21(2009)年 | 4月 | 23日 | 学校法人結城学園から学校法人鉄蕉館に改称 |
| 平成22(2010)年 | 4月 | 1日 | 亀田医療技術専門学校を設置（医療法人鉄蕉会から継承） |
| 平成23(2011)年 | 10月 | 24日 | 亀田医療大学設置認可 |
| 平成24(2012)年 | 3月 | 29日 | 結城幼稚園及び結城第二幼稚園 廃止 |
| 平成24(2012)年 | 4月 | 1日 | 亀田医療大学開学 看護学部看護学科開設 |
| 平成26(2014)年 | 11月 | 26日 | 亀田医療技術専門学校日本語学科設置認可 |
| 平成27(2015)年 | 10月 | 1日 | 亀田医療技術専門学校日本語学科開設 |
| 平成30(2018)年 | 11月 | 6日 | 亀田医療大学大学院設置認可 |
| 令和元(2019)年 | 4月 | 1日 | 亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程) 開設 |
| 令和2(2020)年 | 3月 | 19日 | 亀田医療技術専門学校介護福祉学科設置認可 |

亀田医療大学

| | | | | |
|------------|---|----|-----|--|
| 令和 2(2020) | 年 | 4月 | 1日 | 亀田医療大学看護学部看護学科保健師教育課程開設 |
| 令和 2(2020) | 年 | 4月 | 1日 | 亀田医療技術専門学校介護福祉学科開設 |
| 令和 3(2021) | 年 | 4月 | 1日 | 亀田医療大学大学院高度実践看護師コース開設 |
| 令和 6(2024) | 年 | 8月 | 29日 | 亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程設置認可 |
| 令和 7(2025) | 年 | 4月 | 1日 | 亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程開設 亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程開設 |

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

大学の使命・目的等は学則、大学院学則、大学案内、学生募集要項、学生便覧、シラバス等に明記されている。また、学生、教職員のみならず、本学公式ホームページ等にて保護者、入学・受験希望者など全てのステークホルダー等に広く周知を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-①-1】 亀田医療大学ホームページ（特色・理念・使命・教育目的）

学 部： <https://www.kameda.ac.jp/department/college/>

大学院： <https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/>

【資料 1-1-①-a】 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則

【資料 1-1-①-b】 亀田医療大学 GUIDE BOOK 2026

【資料 1-1-①-c】 2026 亀田医療大学学生募集要項

2026 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項

【資料 1-1-①-d】 学生便覧 2025

【資料 1-1-①-e】 2025 年度亀田医療大学シラバス

2025 年度亀田医療大学大学院要覧

1-1-② 中期的な計画への反映

令和 3(2021)年度、本法人は「学校法人鉄蕉館 第二期中期計画(2021-2025)」を策定し、冒頭に本法人の基本理念、使命を明記しており、「亀田医療大学の重点戦略」の中で大学、大学院それぞれの「使命・目的」を掲げている。「知の拠点であり、高い公共性を有する機関として、これらの使命・目的等を広く社会に表明していく責務があり、本中期計画期間もさらなる周知を図っていくほか、定期的な点検・評価及び検証を行う。」と記載しているとおり、毎年度、当該中期計画の進捗・達成状況を検証し、結果を事業報告書にまとめ、ホームページにて公表している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-②-a】 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）

【資料 1-1-②-b】 学校法人鉄蕉館 2024（令和 6）年度 事業報告書

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の基本理念である「HEART」〈Humanity：人間への愛と尊厳、Empowerment：個人に内在する力の向上、Autonomy：自律性と専門性、Reason：理性、Team：チーム医療〉及び使命・目的等を反映した三つの方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをシラバス等に明記している。

(1) ディプロマ・ポリシー

【看護学部】

本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定める基礎教養分野及び、専門分野に関する科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与します。

1. 人間への深い理解と高い倫理観を持ち、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。
2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象者が置かれている環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。
3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できるとともに、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。
4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。
5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。
6. 国際社会の一員であるという自覚と、意欲をもって行動することができる。

【大学院】（博士前期課程）

本大学院では、以下の 5 つの能力をディプロマ・ポリシーとして掲げ、看護に関する実践及び教育・研究を推進できる人材の育成を目的としている。

1. 高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる。(Humanity)
2. 看護の実践及び提供システムの改革を推進し、看護実践の質向上と発展に創造的に取り組む。(Empowerment)
3. 自律性をもって看護学の発展に寄与する研究及び教育の推進に関わる。(Autonomy)
4. 医療が抱える様々な問題に、科学的根拠に基づいたケアのリーダーシップがとれ、教育研究を推進できる。(Reason)
5. 保健医療職及び福祉関連職と協働し、看護職としてのリーダーシップを発揮できる。(Team)

【大学院】（博士後期課程）

1. 高い倫理観のもと、科学的根拠に基づいた高度な看護実践を展開するとともに、新たな看護実践を開拓できる者（Humanity, Reason）
2. 柔軟な思考と発想力を駆使し、他者と協働しながら、実践的および研究的アプローチをもって、保健医療提供システムにおける看護実践の変革を推進することができる者（Team, Reason, Empowerment）
3. 高度な看護実践能力と研究能力をもとに、専門領域の実践・研究・教育においてリーダーシップを発揮することができる者（Reason, Empowerment）
4. 現場の課題に研究的視点をもってアプローチし、研究成果を活かすことで、看護実践の質の向上と改善、ならびに看護学の学術的発展に寄与することができる者（Reason, Empowerment）

(2) カリキュラム・ポリシー

【看護学部】

本学では「HEART」の理念に基づき教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育てるカリキュラムを実施します。各科目の編成は、あらゆる対象に向けた包括的看護実践能力を育むために、ディプロマ・ポリシーで示す目標の達成を目指し基礎教養分野、専門基礎分野、看護専門分野で構成しています。

1. 看護師として課題探求能力や幅広い一般教養を兼ね備えた人材を育成するために、1年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、汎用的技能や態度・指向性を高めるためのゼミナール学習を含んだ科目を配置しています。
2. 看護職として必要な人体にかかわる知識を土台に、思考・判断を深められるように、専門基礎分野を配置しています。
3. 看護における専門的知識・技術を習得するため、看護専門分野を設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるよう科目を配置しています。また、保健医療福祉チームの一員として看護の役割を果たすために、チーム医療、地域包括ケアに関する実践力を強化できるよう、4年次の看護の統合と実践臨地実習（チーム医療、地域包括ケアシステム）を配置しています。
4. 1年次からの外国語及び、他の関連科目を連動する内容で編成し、4年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化的背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を通して、国際的視野をもてるよう、科目を配置しています。また、根拠に基づいた看護実践能力の強化を図り、研究的な能力を培うための看護研究、研究ゼミを配置しています。

【大学院】（博士前期課程）

本大学院は、看護管理学領域、実践看護学領域（実践研究コース、高度実践看護師コースから成る）、ウィメンズヘルス・助産学領域の3つを置き、教育・研究能力を有する実践者を以下の方針に基づいて育成する。

1. 多面的な視野から看護学を学ぶための共通科目 12 科目を置き、そのうちの「看護研

究」及び「看護倫理」を含む14単位を履修する。なお、高度実践看護師コースの者は、「看護倫理」「看護研究」「コンサルテーション論」「看護教育論」「看護倫理」「看護管理論」の中から8単位以上を履修するとともに、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」6単位を必ず履修する。

2. 深い専門性を学ぶ科目として、各領域の特論科目及び演習科目を置き、領域特性に沿った理論や概念を教育や研究の視点を含めて学び、実践への活用に向けて深める。
3. 高度実践看護師コースでは、高度な実践能力を養う科目として、実習科目を置き、理論や概念を実践に活用する技術を修得する。
4. 「特別研究」では、特論・演習科目を更に深化発展させ、各学生の課題に沿って研究的な課題解決能力を身に付けられるように進める。
5. 高度実践看護師コースでは「課題研究」を置き、専門分野における実践的な課題を系統的に探究し、根拠に基づいた実践を実践の場に提示し、活用する能力を養う。

【大学院】(博士後期課程)

本大学院看護学研究科博士後期課程 DNP コースは、実践看護学分野に実践看護学領域を置き、すなわち一分野・一領域から構成され、教育・研究能力を有する高度な実践者を以下の教育方針に基づいて育成する。

1. 研究能力を有する高度な実践者となるための基盤となる科目を置く。

研究能力を有する高度な実践者となるための基盤として、必修科目として、「理論看護学」「システマティックレビュー」「デザイン思考法の理論と実践」の3科目を置く。

「理論看護学」では、看護実践の質の向上のために、各自の看護課題に対して看護理論を適用するために、看護理論を分析・評価する方法を習得する。特に現場改革に有効な中範囲理論の検証について学修する。

「システマティックレビュー」では、システマティックレビューおよび論文クリティークの方法を理解し、現場改革に活用するためにエビデンスレベルの高いデータベースの活用方法を習得する。

「デザイン思考法の理論と実践」では、デザイナーの思考法を経営学に取り入れ、そこから発展し、現代では医療を含むさまざまな社会課題の解決に用いられるようになったデザイン思考のアプローチについて、その理論と実践について学修し、看護課題の解決への応用について考察する。

2. 現場を変革するための研究能力を養うための科目を置く。

現場を変革するための研究能力を養うために、必修選択科目として、「看護学研究方法論Ⅰ(Advance Nursing Research)」、「看護学研究方法論Ⅱ(質的研究法)」、「看護学研究方法論Ⅲ(事例研究法)」を置き、4単位以上を履修する。

「看護学研究方法論Ⅰ(Advance Nursing Research)」では、臨床疑問から目的を導き、目的に合った研究デザインを導く方法について学修し、特に現場の変革に有用なアウトカムリサーチとしての介入研究、混合研究法に関する研究デザインを学ぶ。併せて高等統計手法について学ぶ。

「看護学研究方法論Ⅱ（質的研究法）」では、質的研究のパラダイムのヴァリエーションについて学び、質的研究にとって重要な手法である参加観察法（観察・面接技術）について学ぶ。特に現場変革に有効なGTA、アクションリサーチ、フォーカスグループインタビューについて学修する。さらに当事者の視点を知ること、臨床の質改善に導く方法としてナラティブリサーチの方法論について学び、最後に各種方法論を用いてヘルスケア政策や臨床の質改善のための変革方策を考える演習を行う。

「看護学研究方法論Ⅲ（事例研究法）」では、様々な看護現場の課題を、事例として整理・分析し、実践の可視化や理論化、変革のための方策の開発について学修する。

3. 実践看護学博士（DNP : Doctor of Nursing Practice）にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く。

DNP (Doctor of Nursing Practice) の学位にふさわしい高度な実践者となるために、DNP 特論Ⅰ～Ⅴまでを置き、10単位を履修する。

「DNP 特論Ⅰ」では、高度実践看護におけるDNPの特徴、概念、役割について学ぶとともに、諸外国のDNPの実践・教育の実際について学ぶ。さらに高度実践における倫理について事例を通して学ぶ。

「DNP 特論Ⅱ」では、医療経済学の視点から、医療・看護の質評価、日本の医療制度の実態を学ぶ。さらに看護実践と医療経済の関係について国内レベル、国際レベルから学修し、諸外国との比較を通して、日本の看護政策の課題について、各自の関心課題に沿って考察する。

「DNP 特論Ⅲ」では、DNP 特論Ⅰの学びを基盤に、マネジメントの観点から、組織分析・組織変革とリーダーシップの発揮について学ぶ。さらに人材育成を通して、組織変革をどのように進めていくのか、その理論と手法について学修する。

「DNP 特論Ⅳ」では、プライマリケアを推進し、ヘルスプロモーションを促進するためのコミュニティ変革の手法について学修する。

「DNP 特論Ⅴ」では、患者や地域住民、看護師集団などの当事者（ユーザー）の視点を大切に、共感力を用いながら、課題を同定し、複数の問題解決法を提案しつつ、そこからプロトタイプを作成し、それをテストするという一連のデザイン思考のプロセスについて学び、各自の課題解決に応用する方法について探求する。

4. 各自のテーマに沿って、現場の課題を発見し、変革プロジェクトを立案するための科目を置く。

各学生が自分のテーマに沿って、現場での実践を行い、現場の課題を発見し、変革プロジェクトを立案するための科目として、「DNP プロジェクト演習」を置く。適宜、デザイン思考のアプローチを活用する。「DNP プロジェクト演習」を通して、DNP プロジェクト研究の実装研究計画書を立案する。

5. 各自のテーマに沿って、高度実践者として変革プロジェクトを実装研究として実施・評価し、博士論文としてまとめるための科目を置く。

「DNP プロジェクト研究」として、各自のテーマに沿って高度実践者として変革プロ

プロジェクトを実装研究として実施・評価する。変革プロセスにおいては、デザイン思考法による柔軟な思考と発想力を用いて実践し、科学的方法に基づいた評価を行い博士論文としてまとめる。

(3) アドミッション・ポリシー

【看護学部】

本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成します。そのため、入学生には次のような資質を求めます。従って、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行います。

1. 人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人
2. 相手を思いやり、豊かな人間関係を築ける人
3. 物事への関心と科学的な探求心を持てる人
4. 看護に深い関心を寄せ、主体的に能力を身につけられる人

【大学院】（博士前期課程）

本大学院におけるアドミッション・ポリシーを以下のような4点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。

1. 高い倫理観のもとに、施設内及び地域における高度の看護実践を志す者
本学の Humanity の理念を理解し、対象者の生命と人権を尊重した看護実践者及び教育・研究者として、専攻領域のリーダーやモデルとなることに強い意志を持っている者を選抜する。
2. 科学的な根拠に基づいた看護実践のリーダーとなれる者
高度の看護実践は、本学の理念である Reason を行動で実現することである。根拠に基づいた最良のケアを提供でき、意欲と関心を行動で示すことができる者を選抜する。
3. 看護学の学術的発展への意欲を持ち、教育・研究者を志す者
看護学の発展にむけた教育と研究への強い意欲を示す者を選抜する。
4. 生涯において、自らの専門性を高めることに意欲を持つ者
社会の変化や医学の進歩など、対象を取り巻く環境の変化に応じて、看護ケアへのニーズは変化する。このような変化に対応し、人々の健康に貢献できるためには、絶えざる仕事への情熱と誠実な勉学の姿勢が求められる。このような資質を身につけることに関心を示す者を選抜する。

【大学院】（博士後期課程）

本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程実践看護学分野実践看護学領域（DNP コース）におけるアドミッション・ポリシーを以下の4点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。本学の理念 HEART との関連性を（ ）に示した。

1. 高い倫理観のもと、科学的な根拠に基づいた看護実践能力を有し、現場の変革と高度

看護実践の新たな可能性探求のための基礎能力を有する者 (Humanity, Reason, Empowerment)

2. 柔軟な思考と発想力をもって自ら行動し、他者と協働しながら、現場を変革する意欲を持つ者 (Humanity, Autonomy, Team, Empowerment)
3. 専門知識と高度な実践力をもとに、専門領域においてリーダーシップを発揮しようとする者 (Reason, Team, Empowerment)
4. 現場の課題を自ら発見し、それに研究的視点をもってアプローチし、看護実践の質の向上と看護学の学術的発展に寄与しようとする者 (Reason, Empowerment)

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-③-a】 2025 年度亀田医療大学シラバス

2025 年度亀田医療大学大学院要覧

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学では看護学部看護学科に 9 つの専門領域を設置し、令和 2(2020)年度には保健師養成課程を併設した。一方、大学院看護学研究科(修士課程)では「看護管理学領域」、「実践看護学領域」及び「ウィメンズヘルス・助産学領域」の 3 つの専門領域を設置しているが、「実践看護学領域」では令和 3(2021)年度に高度実践看護師養成課程(がん看護学、精神看護学)を開設、専門看護師(高度実践看護師)教育をスタートさせ、令和 5(2023)年度には、同領域に「クリティカルケア看護学」及び「エンドオブライフケア学」を開設した。

また、「3. 大学の個性・特色」でも述べたとおり、修士課程を博士前期課程と改め、博士前・後期課程で一貫した教育を展開すべく、令和 7(2025 年)4 月「亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)」を設置した。修士課程修了者は、3 つのどの領域においても実践現場で活躍しており、実践現場にいる看護管理者、助産師、高度実践看護師(「がん看護学」「精神看護学」「クリティカルケア看護学」「エンドオブライフケア学」を修了した者)にも、さらに高度な研究・実践能力を有した高度看護実践者となるための道を開くために、博士後期課程を DNP コース(実践看護学博士コース)実践看護学分野実践看護学領域として設置した。

既設の図書館、総合研究所(研究部、臨床研究支援室、生命倫理研究室)、地域連携・生涯学習センター、保健室等含め、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を適切に整備している。

以上整備された教育研究組織について、本学学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と規定されている。自己点検評価等に関しては、「学長戦略室 評価部門」が所掌し、自己点検・評価の基本方針・重要事項等に関しては、「大学運営・質保証推進会議」にて審議され、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織運営の向上を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-④-1】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 1-1-④-2】 亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とし、平成 24(2012)年 4 月に看護学部を開学し、看護師育成のための教育を行ってきた。

また、平成 31(2019)年 4 月に県南唯一（当時）の看護学研究科修士課程を設置した。修士課程では、看護管理学、実践看護学、ウィメンズヘルス・助産学の 3 領域を擁し、実践看護学領域には実践研究コースと高度実践看護師コースを置き、令和 3(2021)年には高度実践看護師コースの中に、「がん看護専門看護師コース」と「精神看護専門看護師コース」を開設した。さらに、令和 5(2023)年 4 月には、「クリティカルケア看護学コース」と、「エンドオブライフケア学コース」（ナースプラクティショナー：JANPU-NP）を開設した。

さらに、修士課程で培った教育・研究・実践能力をより深化発展させ、さまざまな看護・医療現場の課題を高度な教育・研究能力と実践能力を併せ持つて解決できる高度看護実践者を育成すべく、令和 7(2025)年度、米国をはじめとした先進諸外国で普及している実践看護学博士（DNP：Doctor of Nursing Practice）コース（以下、DNP コース）を開設し、大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程として、修了生には「博士（看護学）」（Doctor of Nursing Practice）の学位を授与することとした。

この様に、本学は様々な社会情勢、大学を取り巻く状況の変化に対応している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-⑤-a】 亀田医療大学ホームページ（理念、教育目的等）

学 部：<https://www.kameda.ac.jp/department/college/>

大学院：<https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/>

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている取組みとしては、18 歳人口の減少等に伴う入学生数の減少がここ数年の懸案事項であったが、創立 10 周年事業として入学金及び入学検定料金 0 円、さらに令和 6(2024)年度入試において、入学金及び入学検定料金 0 円に加え、学納金減額、さらに、学長のリーダーシップのもと、広報・学生募集委員会を中心とし、高校訪問件数及びオープンキャンパス開催回数を増加させ、ガイダンス、教員による出張講義も精力的に実施する等の活発な広報活動が功を奏した結果、令和 7(2025)年度、入学生 80 人を迎えることができた。

特色ある取組みとしては、看護教育の要である臨地実習においては、急性期から在宅医療まで幅広い臨床現場を有する医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターを本学の主な実習施設としているが、令和 5(2023)年 4 月、「亀田総合病院等臨床看護教育研究センター」が院内に発足し、同病院看護師と本学教員との共同研究への助成制度もスタートし、臨床と教育の共同研究が促進される基盤が整備された。

教育課程では、平成 31(2019)年 4 月に「亀田医療大学看護学研究科修士課程」を設置し、看護管理学、実践看護学、ウィメンズヘルス・助産学の 3 領域を擁し、実践看護学領域には実践研究コースと高度実践看護師コースを設置した。学部では令和 2(2020)年 4 月に「亀田医療大学看護学部看護学科保健師教育課程」を開設した。

令和 3(2021)年には高度実践看護師コースの中に、「がん看護専門看護師コース」と「精神看護専門看護師コース」を開設し、令和 5 (2023)年 4 月には、「クリティカルケア看護学コース」と「エンドオブライフケア学コース」(ナースプラクティショナー：JANPU-NP)を開設した。さらに、令和 7(2025)年 4 月「亀田医療大学大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)」を設置し、修了生には「博士(看護学)」(Doctor of Nursing Practice)の学位取得が可能となった。またこれに伴い、これまでの修士課程は、「博士前期課程」と課程名の変更が行われ、博士前・後期課程で一貫した教育が展開されることとなった。

このように、本学は使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、南房総地域の基幹病院である亀田メディカルセンターと密接に連携を図りながら、高度な看護教育を展開しているとともに、時代のニーズを先取りし、常に社会の求める質の高い看護教育を目指し発展し続けている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は、2年に1度大学全体の自己点検評価を実施してきた。また、令和 6(2024)年度には外部評価員 2 人による「第三者評価」を実施した。本基準についての指摘はなかったが、今後も定期的に自己点検評価及び第三者評価受審し、結果を広く周知し、社会情勢を見据えながら引き続き教育の質を担保していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準 1-1-②でも述べた本法人「第二期中期計画(2021~2025)」も今年度が最終年度となるが、従前、理事会・評議員会をはじめとする各会議等にて、「1. 使命・目的、2. 学生、3. 教育課程、4. 教育・職員、5. 内部質保証」以上 5 つの重点項目について、毎年度進捗・達成状況を点検・評価及び検証を行い、大学教育の改善・改革を行ってきた。今後も三つのポリシーに基づく PDCA サイクルを円滑に機能させ、引き続き質の高い看護教育の実践に努めていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では内部質保証を保っていくために、広く学内に PDCA サイクルとアセスメント・ポリシーを提示するほか、それを担うための組織として、学長を議長に、副学長、学長特命補佐、学部長、事務局長、管理部長、財務部長、その他学長が必要と認めた者で構成される大学運営・質保証推進会議を設置している。なお、同会議は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の重要な事項も担い、そこで意思決定されたものは、学長の下におかれた学長戦略室評価部門において、評価、報告書作成等が行われる。そのほか、内部質保証の実質化に向けた内部質保証プロジェクトチームを設けるほか、意思決定に係る重要な役割を担う IR 部門も設置している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-1-①-1】 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程

【資料 2-1-①-2】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 2-1-①-3】 学校法人鉄蕉館 組織図（令和 7(2025)年 5 月 1 日）

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の学則第 2 条に「本学（本大学院）は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めており、これを受け、2-1-①で述べた組織体制により、現在まで定期的に自己点検・評価を行い、報告書を本学ホームページに掲載し、広く社会に公表しているところだが、具体的には次のとおりになる。

(1) 教育活動の評価

毎年、科目の授業終了時に履修学生全員を対象とした各科目の授業評価を行っている。それは、学生自身の授業に対する取り組み、教員の授業に対する取り組み、授業の進め方、授業の成果についてであり、5 件法評定の結果をレーダーチャートによる項目得点と科目平均点として算出し、更に授業の良い点、改善点等の記載を求めている。この結果について評価部門長が全科目を総覧し、必要時、担当教員との授業展開に関する面談を実施し、学生の学習状況と授業の実施に齟齬がなくなるように調整を行っている。この結果については、本学ホームページに分野別科目ごとの平均点として、前期、後期ごとに前年度の結果を公表している。

(2) 教員による担当科目の授業評価

各科目の担当教員は、教員による授業評価として、(1)の学生による授業評価の結果と自

己の授業展開状況を照合・分析し、次年度の授業計画に活かせるようにしている。この評価記録は1年分の記録ファイルとして図書館に置くことで公開し、誰でも閲覧できるようになっている。

(3) 看護実践能力修得度の評価

教育目標で目指している看護実践能力が最終的にどのような到達状況にあるか、7つの理念ごとの具体的実践能力について、4年次必修科目である領域実習後に看護実践能力評価表を用いて、学生が自己点検を行い、その結果を実習担当教員と確認を行っている。それらを取りまとめホームページで公表している。この管理運営については教務・カリキュラム委員会の所管として実施している。

(4) 研究活動に関する評価

教員の研究活動については、毎年本学の総合研究所が当該年度発表論文を対象に研究論文表彰「ペーパーオブザイヤー」を設置し、受賞論文の発表会を行い、教員の研究活動意欲向上に繋げるとともに評価を実施している。

(5) 社会貢献・大学運営に関する評価・財務評価

毎年、法人による事業活動報告書において、これらの活動全般の評価を行い、中長期計画に基づく年度ごとの評価及び、次年度の計画として提案と方針決定を行っている。

(6) 教員各自による自己点検・評価

平成29(2017)年度の評価委員会では、それまでも検討してきた教員業績評価について、平成28(2016)年度の活動に関する全教員による教員業績評価の試行実施を踏まえ、評価体制、評価実施要項等の全般的整備を完了した。平成29(2017)年度の活動からは、本格的に教員の教育・研究・社会貢献・管理運営について、自己点検・評価を毎年6月末までに完了することとしている。また、令和4(2022)年度から、各領域長が領域に所属する教員の業績評価結果をもとに各教員と面談し、課題を共有することとなった。領域長は自領域の課題を明確にし、学長に報告することとなっている。

(7) 大学全体に関する自己点検・評価

平成24(2012)年開学時に設定されていた自己点検・評価の評価基準・実施方法等に沿って、平成26(2014)年度の評価を平成27(2015)年度に行った結果、実際的な評価活動としては改善が必要であることが判明した。そのため、その後直ちに改善点を検討し、平成28(2016)年度の自己点検・評価を平成29(2017)年に、公益財団法人日本高等評価機構の評価基準に沿った、使命・教育目的、教学マネジメント、教育・研究の方針と取組み、学生の受入れ、カリキュラム、教育指導状況、成績評価と単位認定、学生生活への配慮、研究活動などを設定し、本学の現状について自己点検・評価を実施してきた。その後は2年ごとに自己点検・評価と改善を行っている。また、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価を受審する1年前に自己点検の第三者評価を受けることを決めている。令和6(2024)年には令和5(2023)年度の自己点検の第三者評価を受けた。その結果については教授会を経

てホームページ上に公開し、学科会議にて報告した。さらに、学長戦略室評価部門で指摘された点について改善を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-2-①-1】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 2-2-①-2】 令和 5(2023)年度 自己点検評価書

【資料 2-2-①-3】 学長戦略室評価部門会議 議事録

(令和 6(2024)年度第 1 回～令和 7(2025)年度第 2 回))

【資料 2-2-①-4】 2024 年度 亀田医療大学学科会議(第 10 回) 議事録

【資料 2-2-①-a】 亀田医療大学 令和 5(2023)年度 自己点検評価書に対する第三者評価

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR(Institutional Research) を担う組織として、学長戦略室に IR 部門を設けており、IR に関するサティフィケートプログラムを修了した職員等を配置している。具体的な業務として、入試、教務、研究をはじめとする学内外のデータを収集し、Power BI や大阪大学 SLiCS センターによって開発された大学 IR ダッシュボードサービス IRQuA を用いて各種データの可視化作業を行い、計画立案支援、政策形成支援、意思決定支援を行っている。アセスメント・ポリシーに沿って分析し、その分析結果を学長戦略室「内部質評価プロジェクト」に報告している。学長戦略室「内部質評価プロジェクト」では、その結果を受けてアセスメント結果(総括)としてまとめ、自己点検・評価を行っている。

それらの検討結果は教授会、学科会議で報告され、課題ごとに各委員会にて所掌され、改善策の検討が行われている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-2-②-1】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 2-2-②-a】 令和 5(2023)年度 学部アセスメント結果(総括)

【資料 2-2-②-b】 令和 5(2023)年度 大学院アセスメント結果(総括)

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見や要望に関する把握と分析は以下について行っている。

(1) 科目に対する意見や要望の把握と分析

科目に対する意見や要望は、科目最終日に必ず授業評価アンケートを無記名で実施し、集計後、各教員に返し、その結果を受けて教員は、次年度の授業改善に向けて「教員による授業評価」を記載して提出することになっている。また、全学年の授業評価アンケート結果については学長戦略室評価分門で確認し、必要に応じて教員に授業改善を行うよう指導している。

(2) 学生生活に関する意見や要望の把握と分析

学生生活全般に関する意見・要望は、学生支援委員会が中心となって全学年対象に1年に1回「学生生活実態調査・満足度調査」を実施している。その分析結果についてはホームページにて公開している。また、個別に対応が必要な意見・要望があった場合には、担当委員会・部署等が適切に対応を行っている。

(3) VOICE ボックスを活用した意見や要望の把握と分析

学生からの意見箱として、「VOICE ボックス」を学内に設置している。VOICE ボックスに入っていた意見については担当委員会・部署等で確認・検討をし、その結果については掲示にて学生に周知している。

(4) カリキュラムに関する学生とのヒアリングを通して意見・要望の把握と分析

1年に1回、教務・カリキュラム委員長と学部長は、1年生から4年生までの4学年の学生の代表ヒアリングを実施し、講義・演習・実習に関する意見・要望を聞いている。その結果については教務・カリキュラム委員会で分析し、教授会及び学科会議で報告し、結果の活用を全教員に呼びかけている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-①-1】 亀田医療大学 3つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)

【資料 2-3-①-2】 亀田医療大学学生支援委員会規則

【資料 2-3-①-a】 学生便覧 2025 (P31 VOICE ボックス、P76 学生による授業評価アンケート実施要項)

【資料 2-3-①-b】 2024年度 亀田医療大学学生生活満足度・実態調査報告書

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望の把握・分析については、自己点検評価の第三者評価を受けている。その結果については学長戦略室評価部門で確認し、教授会及び学科会議で報告し、関係委員会で検討をすることとしている。また、ホームページにて公開している。

実習施設の看護部との連絡会議を3カ月に1回開催し、実習中の学生の状況に意見や要望がある場合、大学の関係委員会で確認し検討している。

卒業生調査を1年に1回実施し、卒業生の意見・要望を確認するとともに、実習先の施設からも卒業生の看護実践状況に対する意見・要望を確認している。その結果については教授会及び学科会議で報告している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-②-1】 亀田医療大学 3 つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)

【資料 2-3-②-2】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 2-3-②-a】 亀田医療大学ホームページ (大学情報公開)

(11. 公開を必要とする事項/卒業生調査、13. 自己点検評価書)

<https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/>

【資料 2-3-②-b】 亀田医療大学 令和 5(2023)年度 自己点検評価書に対する第三者評価

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検評価及び認証評価が本学に根つき、大学の教育研究活動の向上を目指し、持続的に実施していくためには、Plan (企画・計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Action (改善・工夫) のサイクル (PDCA サイクル) の流れを本学の制度の中に導入し、これを定着させ、大学発展のために機能させる必要がある。そこで本学は、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクル図に基づき、内部質保証のための活動を行っている。

まず、Plan (企画・計画) においては、理事会が法人及び大学の中期計画を策定することや毎会計年度における予算及び事業計画等を審議決定し、その決算及び事業報告等を行っている。また、教授会は教育及び研究に関することを審議している。さらに、各種委員会にて、年度計画を実施している。続いて Do (実施・実行) については、理事長、学長をはじめとして、学校法人鉄蕉館・亀田医療大学の教職員がこれに関与している。

Check (点検・評価) については、学内にて実施している自己点検評価を持続的に行うほか、アセスメント・ポリシーに基づく教育の質保証を担保している。Action (改善・工夫) については、Check (点検・評価) された事柄について、学長戦略室、教務・カリキュラム委員会、入試委員会、学生支援委員会及び学習支援委員会で討議し、改善に務め、さらなる事業計画・中期計画に繋げている。

三つのポリシーを起点とした PDCA サイクル図に基づき、令和 5(2023)年度の IR データの分析結果から得られた課題について検討している。

図 2-3-1

2022.1.6

亀田医療大学 3つのポリシーと教育の内部質保証 (PDCA サイクル)

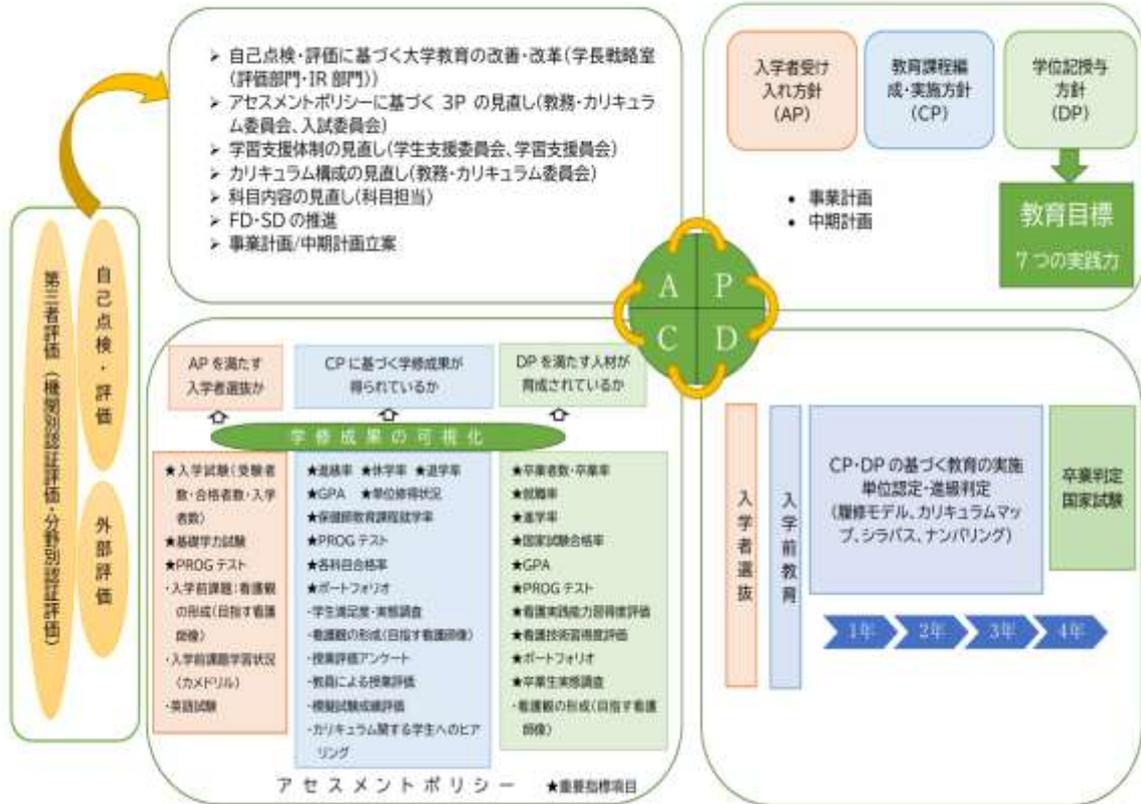


図 2-3-2

アセスメント・ポリシー（学修成果の可視化方針）

本学では、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づき、学生の学修成果を評価します。評価は、機関レベル（大学）・教育課程レベル（学部）・科目レベル（授業科目）の3段階で行います。

大学機関レベル

学生の学修成果の達成状況を検証し、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善、3つのポリシーの改善に活用します。

教育課程レベル

学生の学修成果の達成状況を検証し、教育課程における現状把握、教育内容の改革・改善、学生・学習支援の改善、3つのポリシーの改善に活用します。

科目レベル

シラバスで示された授業科目ごとの学習目標の達成状況や科目評価を検証し、科目における学習状況把握、教育内容・方法を改革・改善、学習支援の改善に活用します。

| | 入学時 | 在学中 | 卒業時・卒業後 |
|---------|--|---|---|
| 大学レベル | <ul style="list-style-type: none"> ★入学試験(受験者数・合格者数・入学者数) ・入学前課題：看護観の形成(目指す看護師像) | <ul style="list-style-type: none"> ★進級率 ★休学率 ★退学率 ・学生満足度・実態調査 ・看護観の形成(目指す看護師像) | <ul style="list-style-type: none"> ★卒業者数・卒業率 ★就職率 ★進学率 ★国家試験合格率 ★卒業生実態調査 ・看護観の形成(目指す看護師像) |
| 教育課程レベル | <ul style="list-style-type: none"> ★入学試験(受験者数・合格者数・入学者数) ★基礎学力試験 ★PROG テスト ★ポートフォリオ ・入学前課題学習状況(カメドリル) | <ul style="list-style-type: none"> ★GPA ★単位修得状況 ★保健師教育課程修学率 ★PROG テスト ★ポートフォリオ ・授業評価アンケート ・学生満足度・実態調査 ・カリキュラムに関する学生へのヒアリング ・模擬試験成績評価 | <ul style="list-style-type: none"> ★GPA ★看護実践能力習得度評価 ★看護技術習得度評価 ★PROG テスト ★国家試験合格率 ★ポートフォリオ |
| 科目レベル | <ul style="list-style-type: none"> ・英語試験 ・入学前課題学習状況(カメドリル) | <ul style="list-style-type: none"> ★各科目合格率 ・授業評価アンケート ・教員による授業評価 | |

★重要指標項目

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-③-1】 学長戦略室 内部質保証プロジェクト会議 議事録

(令和 6(2024)年度 第 1 回、第 2 回)

【資料 2-3-③-2】 学長戦略室評価部門会議 議事録

(令和 6(2024)年度 第 1 回～令和 7(2025)年度 第 2 回))

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学はDX(Digital Transformation)推進、データ駆動型の教育を見据えており、大学 IR、とりわけ教学 IR に力点を置き、様々な教育データを活用し、大学における意思決定や教育改善に資するべく、「IR ダッシュボード・“パッケージ”・システム」である IRQuA を導入した。

本ダッシュボードシステムは、在学生数、収容定員、収容率、ST 比、GPA、入試区分別グラフなどの指標を集計・可視化することができるが、これらへのデータリクエストに応えるべく手作業で分析していた頃に比べると、データ提供に係る時間を短縮できている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度・自己点検評価書に対する第三者評価において、IR 部門が機能していることを評価されたところであるが、さらに分析の必要性について指摘されていることから、IR 部門の強化を図っていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育の可視化、より一層の情報公開に向け IRQuA を用いたファクトブックの作成などが本学の課題となろう。また、第三者評価から指摘のあった分析について、より高度な形に発展させるべく、例えば「学生生活アンケート×成績データ」から成績への相関が大きい学生の生活習慣を抽出するといった事柄を、AI 技術等を用いて取り組み、本学の教育力向上を探っていく。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の学部及び大学院のアドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）については、基本理念である「HEART」及び学則第1条に定める教育目的を踏まえ、学部では入試委員会において、大学院では大学院教授会で策定・見直しされており、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学生募集要項、ホームページ及び学生便覧に明記し、高校訪問やオープンキャンパス時に高校生、保護者及び高校教諭に配付するなど、学内外に広く周知されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-①-1】 亀田医療大学ホームページ (学部 3つのポリシー)

<https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/>

【資料 3-1-①-2】 亀田医療大学ホームページ (大学院 3つのポリシー)

<https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/>

【資料 3-1-①-3】 亀田医療大学ホームページ (大学院 3つのポリシー)

<https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/doctoral/3policies/>

【資料 3-1-①-4】 亀田医療大学入試委員会規則

【資料 3-1-①-5】 亀田医療大学大学院教授会規程

【資料 3-1-①-a】 2026 年度 亀田医療大学学生募集要項

【資料 3-1-①-b】 2026 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部の入学者選抜に当たっては、入試委員会が主体となって、毎年度、出願資格や選抜方法等入学者の受入れ方法が AP に沿っているかを検証しており、さらに教授会で審議した上で、その意見を元に学長が決定した内容で入学試験を実施している。

具体的には、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、学校推薦型選抜、社会人選抜において面接試験を課すと同時に、全ての入試区分において書類審査により学力の3要素を多面的に評価し、APを満たしているか評価・判定している。

入学試験の実施は、入試委員会において、実施（責任）体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項を作成し、それに基づいて実施している。科目試験、小論文試験については、複数の採点員により採点が行われ、特に小論文試験においては、採点基準を明確にし、客観的な評価となるよう努めている。面接試験においても同様に複数の面接員による面接によって、客観的な評価となるよう努めている。合否判定についても、同委員会で案を策定した後、学長が学部教授会の意見を聴きこれを決定している。

大学院の入学者選抜に当たっては、大学院教授会が主体となって、出願資格や選抜方法等入学者の受入れ方法が AP に沿っているかを検証する体制となっており、その意見を元に学長が決定した内容で入学試験を実施している。具体的には、全ての入試において学力試験及び面接試験を課し、APを満たしているか評価・判定している。

入学試験の実施は、公正な試験となるように、大学院教授会が作成した大学院入学試験に関する問題作成・採点等取扱要項及び入学試験実施要項に則り、厳正な実施体制にて運用している。

学力試験については、複数の採点員により採点が行われ、客観的な評価となるよう努めている。面接試験においても同様に複数の面接員による面接によって、客観的な評価となるよう努めている。合否判定についても、大学院教授会で案を策定した後、学長がその意見を元に、決定している。

これらのことによって、本学では AP に沿った入学者選抜を、適切な体制の下、公正かつ妥当な入試方法によって行っていると評価する。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-②-1】 亀田医療大学入試委員会規則

【資料 3-1-②-2】 亀田医療大学大学院教授会規程

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【看護学部】

本学では、良好な教育環境確保のため、入学定員に沿った適切な学生数を維持するように努めている。各学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、次表のとおりである。

近年、18歳人口の減少に伴い、志願者が年度によって大きく変動しており、在籍学生は定員を下回っているが、大学運営・質保証会議を中心に各種委員会等において、学生確保に向けて高校生の動向や志願者、並びに IR データ等を用いて入学した学生の入学後の動向等を把握・分析し、入試改革や広報活動、学生支援等を実施した結果、令和7年度の入学者は、80人と入学定員を満たすことができた。

＜亀田医療大学看護学部の在籍学生数、入学学生数（令和7(2025年)5月1日現在＞

| 学部 | 学科 | 在籍学生数 | | | 入学学生数 | | |
|----|----|--------|--------|-------|--------|--------|------|
| | | A 収容定員 | B 在籍学生 | B/A | A 収容定員 | B 在籍学生 | B/A |
| 看護 | 看護 | 320 人 | 245 人 | 76.6% | 80 人 | 80 人 | 100% |

(表 3-1-1)

【大学院看護学研究科】

平成 31(2019)年 4 月に開設した修士課程は、教育指導上、支障のない適切な学生数を維持している。なお、長期履修生が在籍しているため、収容定員数が多いが、修業年限に応じて計算した場合、定員充足率は 89%となる。

令和 7(2025)年 4 月に開設した博士課程は入学定員を満たし、現在、学年進行中である。

＜亀田医療大学大学院の在籍学生数、入学学生数（令和7(2025)年5月1日現在＞

| 研究科 | 専攻 | 在籍学生数 | | | 入学学生数 | | |
|--------|-------------|--------|--------|---------------|--------|--------|------|
| | | A 収容定員 | B 在籍学生 | B/A | A 収容定員 | B 在籍学生 | B/A |
| 看護学研究科 | 看護学専攻（修士課程） | 20 人 | 25 人 | 125% (89%) | 10 人 | 5 人 | 40% |
| 看護学研究科 | 看護学専攻（博士課程） | 9 人 | 4 人 | - *学年進行中 | 3 人 | 4 人 | 167% |

(表 3-1-2)

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、教育職員と事務職員で構成される教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生支援委員会（保健室を含む）及び、教員が主体となったチューター制度の両輪により計画・決定・実施されている。

教務・カリキュラム委員会では、教育課程全般に対する事項を所管しており、具体的な学修支援としては、亀田医療大学履修規則第 5 条及び「亀田医療大学 GPA 制度取扱要項」により、GPA(Grade Point Average)を算出し、GPA2.0 未満を「要学習強化指導学生」としてリストアップして、学習支援委員会、チューター教員及び学年主任に対して情報提供を行うなど、学修データを元に他の委員会や各教員と連携して支援を行っている。

学習支援委員会は、学修支援を所管しており、具体的には「要学習強化指導学生」に対する学修状況の管理や担当チューター教員からの相談対応、模擬試験・特別補講などの国家試験対策などを行っている。併せて、入学前教育としてオンライン学習システム「Kameドリル」を導入し、入学前から高校と連携し入試後も学習を継続するよう促している。これにより、入学後も基礎科目の多い 1 年次前期までに自学自習の習慣付けを行うようにし、「Kameドリル」の結果を元に個別の学力を把握し、学修支援を行っている。その後、前述したチューター制度による学習支援及び学習支援委員会による学修支援によって、入学から卒業、国家試験対策等の支援を行っている。

学生支援委員会は、主に学生指導・相談や奨学金・健康問題等の生活支援を所管しており、成績低下と生活面の問題が重なっている学生もいることから、教務・カリキュラム委員会と連携して、学生を支援している。

チューター制度は、本学の学生支援の特徴であるきめ細やかな支援を行う体制の要であり、全ての学生に対して、担当教員としてチューター教員を割り当て、随時、学習や生活に関することなどについて面談を行う等きめ細やかな支援を行っている。また、入学時から、全ての学生がポートフォリオを持ち、将来のキャリアデザインを見据えて、各学年での目標を立てるなどし、それをもとに定期的にチューターとの面談を行い、学生が自主的に自己のキャリアを見据えた学びを展開できるよう支援している。

1 人のチューター教員が担当する学生は 6~7 人とし、チューター教員のみでは対応が難しい場合は学年主任教員に相談できる体制を整えており、チームで学生を支える体制を整えている。「学生生活満足度・実態調査報告書」においては、「満足」68.3%、「やや満足」26.0%を合わせて、94.3%の学生が満足していると回答している。

また、学修支援のための IR(Institutional Research)活動を行う組織として、学長戦略室内に IR 部門を設置し、「基礎学力テスト」「各種模擬試験」「学生生活満足度・実態調査報告書」「卒業生調査」といった学生の各種データの収集・分析を通し、各種委員会に対して学修支援の提案を行うなど、教職員が協働して学修支援の体制を整備し、運営している。

大学院生に対しては、主指導教員と副指導教員は、履修指導から論文指導等の学修支援

を行っている。このほか広義の学修支援体制である、大学院教授会、大学院研究科委員会を事務職員も参加する形態で月1回定例開催し、指導教員と連携し支援を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 3-2-①-1】 4年生模試・補講について（2025年第1回学習支援委員会資料）
- 【資料 3-2-①-2】 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則
- 【資料 3-2-①-3】 亀田医療大学学習支援委員会規則
- 【資料 3-2-①-4】 亀田医療大学学生支援委員会規則
- 【資料 3-2-①-5】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程
- 【資料 3-2-①-a】 亀田医療大学履修規則
- 【資料 3-2-①-b】 亀田医療大学 GPA 制度取扱要項
- 【資料 3-2-①-c】 チューター制について(教員用)
- 【資料 3-2-①-d】 2024年度 学生生活満足度・実態調査報告書
- 【資料 3-2-①-e】 2024年度 学長戦略室 IR 部門 活動報告
- 【資料 3-2-①-f】 亀田医療大学大学院教授会規程
- 【資料 3-2-①-g】 亀田医療大学大学院研究科委員会規程

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学における学修支援は、3-2-①に記述したとおり入学前教育による基礎学力向上から始まる。具体的にはオンライン学習システム「Kame ドリル」を導入し、入学前から高校と連携し入試後も学習を継続するよう促している。これにより、入学後も基礎科目の多い1年次前期までに自学自習の習慣付けを行うようにし、「Kame ドリル」の結果を元に個別の学力を把握し、学修支援を行っている。その後、前述したチューター制度による学習支援及び学習支援委員会による学修支援によって、入学から卒業、国家試験対策等の支援を行っている。

オフィスアワー制度については、授業科目等に関する学生からの質問や相談に応じるために、教員があらかじめ特定の時間帯・曜日を示し、予約なしで学生が研究室を訪問することのできるようオフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワー制度の詳細については学生便覧及び大学院要覧にて周知し、教員の予定は掲示板に掲載され、毎週1時間程度を設けている。

障がい学生支援については、入学前から、受験上の合理的配慮について対応を行い、入学後は亀田医療大学障害学生支援規程に基づき、学生からの申し出のあった場合以外にも、チューター教員が面接等を通じて学生の障害の種類や程度を把握し、当該学生の教育的ニーズと意思を尊重した上で、学生支援委員会が個別の支援計画を策定し、学生の合意の下、支援を実施する体制を整えている。なお、令和7(2025)年5月現在において、個別の支援計画を作成している学生はいない。

なお、TA制度については、本学の大学院生は社会人学生の割合が高いため、全ての大学院生を対象としたTA制度は実施していないが、社会人ではなく、かつ優秀な者を「亀田医療大学教員選考基準」及び「亀田医療大学教員選考規程」等に基づき選考の上、大学院在学中から常勤教員の助手として雇用し、授業準備や実習補助などの教育補助業務を行わせ

ている。令和7(2025)年5月1日現在、1人の助手及び本学の大学院生から助手を経て助教となった者が5人在籍している。

併せて、臨地実習における実習補助者について、本学は学生へのきめ細かい指導を実施するため小グループで実習を行っており、実習担当教員の負担が大きいため、現場経験を積んだ卒業生を実習補助者として、配置している。

中途退学、休学及び留年の対策としては、早期把握と対応が最も重要であり、本学では、主にチューター制度により、個人面談や三者面談を行う体制を整えている。特に、学生の中途退学の意思を把握した場合には、チューター教員が当人と面談を行い、丁寧に聴き取りを行い、退学を選択するに至った経緯や問題点を明らかにし、学年主任及び学部長等に報告している。

また、中途退学及び休学の際には、必ず保護者との面談を行っており、必要に応じて、学年主任や学部長も加わり、対応を行っている。学費が工面できない場合などには事務職員と教員が協働し、奨学金を紹介するなど、中途退学を回避できないか助言を与えている。

加えて、アセスメント・ポリシーに基づき、IR部門で中途退学者数、休学者数、留年者数の推移を把握・分析し、対応策の検討を行い、関連する委員会に提言を行っている。

大学院生に対しては、主に指導教員が学修全般を支援している。大学院生は、社会人学生が多く、仕事と大学院の両立ができるよう、長期履修制度を導入し、学業継続の支援を行っている。また、在学中の長期履修生の長期履修期間の短縮及び延長の変更を認めるなど、柔軟な対応をとっている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-②-1】 教員オフィスアワー一覧

【資料 3-2-②-2】 亀田医療大学障害学生支援規程

【資料 3-2-②-3】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 3-2-②-a】 2026年度 亀田医療大学学生募集要項

【資料 3-2-②-b】 学生便覧 2025

【資料 3-2-②-c】 2026年度 亀田医療大学大学院要覧

【資料 3-2-②-d】 亀田医療大学教員選考基準

【資料 3-2-②-e】 亀田医療大学教員選考規程

【資料 3-2-②-f】 チューター制について(教員用)

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は、看護学部・看護学研究科のみを設置している単科大学であり、教育課程内の科目の多くが看護師としてのキャリア教育に繋がっており、最終的に全ての科目が到達目標である「包括的看護実践能力」に繋がっている。

学部においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、教務・カリキュラム委員会が中心となって教育課程におけるキャリア教育を検討・構成し、全ての教員に周知している。まず各学年で開講されている科目（1年次：看護学概論、2年次：看護教育、3年次：領域別看護学臨地実習、4年次：チーム医療と看護システム）の中で、キャリアデザイン教育を含むように工夫し、自己のキャリアを継続的にデザインし続けていく能力を育成している。特に、臨地実習において、直接、実習施設の看護師と接し、指導を受けることによって、様々な分野で活躍する看護師がいることを理解し、学生が自身の目指すキャリアを確立し、社会的・職業的自立していくことを支援している。そのためにも、本学の主な実習施設である亀田メディカルセンター看護部と実習指導者会議や臨床指導者研修会等の密接な連携をし、実習環境の充実を図っている。また、4年次選択科目である「生涯教育論」において、生涯にわたるキャリアを考える機会を設けている。

大学院においては、本研究科の性質上、カリキュラムそのものがキャリア教育といえるものであり、主指導教員を中心に社会的・職業的自立に関する相談・支援を充分に行っている。また、本研究科の大学院生の多くが看護師として就業している社会人であり、自らキャリア開発のために学修している者が多いため、修了後、本課程での学びを発揮できるように支援している。

修了後、就職に対する相談・助言を行い、博士課程への進学については、主に研究の指導教授が本課程での学びを実践・教育・研究において発揮できるように支援している。ウィメンズヘルス・助産学の助産師コースでは、助産師の国家試験受験への支援とその後の助産師としての就職のフォローを行い、高度実践看護師コースにおいては専門看護師認定審査を、看護管理学においては認定看護師認定審査を受けられるように、修了後も支援している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-3-①-1】 学部 カリキュラム・ポリシー

<https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/>

【資料 3-3-①-2】 キャリア教育について（2023 年第 10 回学科会議資料）

【資料 3-3-①-a】 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則

【資料 3-3-①-b】 2025 年度 亀田医療大学大学院要覧

3-3-② キャリア支援体制の整備

本学の学生は、アドミッション・ポリシーに適合し、看護師を目指して入学しているが、入学時には目指す看護師像が明確になっていない学生もいることから、本学ではキャリア支援を重視している。

キャリア支援の体制としては、教育職員及び事務職員で構成された委員会があり、就職支援として学生支援委員会、キャリア教育として教務・カリキュラム委員会、国家試験対策として学習支援委員会が設置されている。

学生支援委員会においては、年間計画に基づき、看護学生に特化した就職ガイダンスを外部講師の協力の元、実施している。進路希望調査として、4年次向けに調査を行い、結果を当委員会と学科会議で報告し、チューター教員による個別支援を行っている。設備としては、求人情報や就職に関する資料閲覧ができるよう、進路支援室を設けている。学生の就職希望も高く、地域社会からも本学の看護師が求められていることから、亀田メディカルセンターの就職説明会を学内で開催している。

教務・カリキュラム委員会においては、3-3-①に記載したとおり、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程におけるキャリア教育を検討・実施している。また、本学では、自己の人間力を客観的に知る方法として、PROG テストを1年次から定期的実施しており、社会人となるための自己の能力を1年次から意識して伸ばすことができるよう支援している。

学習支援委員会においては、国家試験対策として、年間計画に基づき、模擬試験や試験対策講座、卒業生の講和を開催している。中でもポートフォリオを活用したキャリア教育として、担当チューター教員が1年次から4年次まで継続してポートフォリオを活用した個別相談を行い、目指す看護師像を1年次から明らかにし、3年次後期の領域別看護学実習での学修と関連づけて、専門職としての社会的・職業的自立に向けた学修支援を行っている。

卒業後の進路として、就職率及び進学率を合わせると、毎年100%近い実績をあげている。

大学院においては、本研究科の性質上、カリキュラムそのものがキャリア教育といえるものであり、主指導教員を中心に社会的・職業的自立に関する相談・支援を充分に行っている。また、本研究科の大学院生のほとんどが看護師として就業している社会人であり、自らキャリア開発のために学修している者が多いため、修了後、本課程での学びを発揮できるように支援している。

修了後、就職に対する相談・助言を行い、博士課程への進学については、主に研究の指導教授が本課程での学びを実践・教育・研究において発揮できるように支援している。高度実践看護師コースにおいては専門看護師認定審査を、看護管理学においては認定看護師認定審査を受けられるように、修了後も支援している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 3-3-②-1】 亀田医療大学学生支援委員会規則
- 【資料 3-3-②-2】 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則
- 【資料 3-3-②-3】 亀田医療大学学習支援委員会規則
- 【資料 3-3-②-4】 就職支援ガイダンス資料
- 【資料 3-3-②-a】 2025年度学生支援委員会役割分担
- 【資料 3-3-②-b】 キャリア教育について（2023年第10回学科会議資料）
- 【資料 3-3-②-c】 PROG テストについて
- 【資料 3-3-②-d】 4年生模試・補講について（2025年第1回学習支援委員会資料）
- 【資料 3-3-②-e】 卒業生の集いについて（2025年第2回学習支援委員会資料）
- 【資料 3-3-②-f】 ポートフォリオについて（4年生ガイダンス資料）

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では学生生活支援全般を統括する組織として、事務職員、教育職員及び保健室看護師で構成される学生支援委員会を設置している。委員会は毎月開催し、「亀田医療大学学生支援委員会規則」第2条に規定する学生の厚生補導や健康管理、奨学金等について審議しており、必要に応じて学長にその結果等を報告し、学長の命により教授会に報告する等の対応を行っている。

また、学生の安全衛生及び健康管理に関する事項を遂行するため保健室を設置しており、看護師が常駐して、怪我や体調不良に対する処置に加えて健康相談にも応じている。学生支援委員会と密接に協働し、心の不調を含めた健康相談や健康管理を行っている。

加えて、前述したチューター制度が学生支援の根底を支えており、学生に対しても、困り事はまずチューターに相談するように入学ガイダンス時に周知している。チューターは、相談を受けた事項や問題が生じた場合、学年主任に報告することとなっており、重大案件については、学年主任から学部長、副学長、学長と報告が上がっていく体制となっている。

また、危機時の連絡ルートを作成し、危機レベルに応じた連絡体制を明確にしている。さらに学内では対応が難しい重大なメンタルの相談や学生本人が学外に相談することを希望した場合などに対応するために、保健室と連携したカウンセラーへの委託を行っており、メールカウンセリング及び対面カウンセリングを受けることができる体制も整えている。

奨学金については、本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの手厚い修学支援制度があり、全学生に周知している。また、このほかに日本学生支援機構奨学金制度、千葉県保健師等修学資金貸付制度などの多くの修学支援制度について、修学継続のため真に必要とする学生に対して積極的に周知して支援を行っている。

学生団体活動（部・サークル活動）は、学生の自由な意思選択と主体的な行動、それに伴う責任、メンバーシップやリーダーシップを高め、人間の幅を広めることができる活動であり、多くの学生が課外活動に参加している。本学では学生団体活動を奨励しており、学生団体設立願を受理された学生団体に対し、本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。

また、学内のボランティア活動に関しては、「亀田医療大学ボランティアに関する規則」に則り、学生のボランティア活動を支援している。さらに、地域や各種団体からの学生ボランティアの依頼に対しては、掲示板等で学生への情報提供を行い、課外でのボランティア活動への支援を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 3-4-①-1】 2025 年度学生支援委員会役割分担
- 【資料 3-4-①-2】 亀田医療大学学生支援委員会規則
- 【資料 3-4-①-3】 亀田医療大学保健室規則
- 【資料 3-4-①-4】 亀田医療大学ボランティアに関する規則
- 【資料 3-4-①-5】 亀田メディカルセンター 奨学金・修学資金制度のてびき
(亀田医療大学用)
- 【資料 3-4-①-a】 2024 年度 保健室運営報告
- 【資料 3-4-①-b】 学生相談のご案内

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【看護学部】

本学の収容定員は 349 人であり、大学設置基準に基づく校地面積は 3,490 m²を要する。令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、一部の土地については鴨川市と土地使用貸借契約を締結し、平成 53(2041)年 3 月 31 日まで大学用途に供している状況である。

本学の校地面積は 19,792 m²であり、これは大学設置基準を十分に満たしている。なお、この校地面積には運動場も含まれており、運動場は教育活動に支障のない範囲で、校舎と同一敷地内に設置されている。

校舎については、大学設置基準により 4,705.04 m²が必要とされているが、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、本学の校舎面積は 9,768 m²となっており、基準を上回っている。校舎には、学長室、会議室、事務室、研究室、各種講義室、図書館、保健室、自習室、情報処理室など、教育活動に必要な施設を適切に配置し、教育目的の達成に向けて有効に活用している。

また、耐震性を含む安全性についても適切に管理しており、安心して教育活動を行える環境を整備している。

【大学院看護学研究科】

大学院研究科の専用として横渚キャンパスに講義室 3 室（計 122.03 m²）、院生室 5 室（計 143.97 m²）を設置するほか東町キャンパスに講義室（71.93 m²）、院生室（62.46 m²）、教員室（35.64 m²）、多目的室（17.05 m²）を設けている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 3-5-①-1】 1 年生情報科学初回授業資料
- 【資料 3-5-①-2】 学校施設調査票
- 【資料 3-5-①-3】 亀田医療大学校舎配置図
- 【資料 3-5-①-4】 大学構内案内図
- 【資料 3-5-①-5】 横渚キャンパス 本館・研究棟 平面図
- 【資料 3-5-①-6】 横渚キャンパス 学生会館 平面図
- 【資料 3-5-①-7】 東町キャンパス 平面図
- 【資料 3-5-①-8】 土地使用貸借契約書
- 【資料 3-5-①-9】 亀田医療大学本館及び研究棟使用規則
- 【資料 3-5-①-10】 亀田医療大学学生会館使用規則
- 【資料 3-5-①-11】 亀田医療大学体育施設使用規則
- 【資料 3-5-①-12】 亀田医療大学大学院東町キャンパス 2 号館施設使用規則
- 【資料 3-5-①-13】 建築台帳記載証明書（建築物）屋内運動場（旧鴨川中学校体育館）
- 【資料 3-5-①-14】 建築台帳記載証明書（建築物）実験室棟（旧鴨川中学校技術棟）
- 【資料 3-5-①-15】 検査済証（学生会館）
- 【資料 3-5-①-16】 検査済証（本館・研究棟）
- 【資料 3-5-①-17】 耐震化率（ホームページ）

3-5-② 図書館の有効活用

図書館については、大学設置基準第 38 条第 1 項にて「大学は、学部の種類、規模等に
応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系
統的に備えるものとする」と定められており、本学の図書館は、平成 24(2012)年 4 月の開
学と同時に設置され、開学時から看護系単科大学の図書館として資料収集、運用を整備し
ている。

本学図書館は本館 2 階に位置しており、総面積は 748.7 m²のスペースを擁している。閱
覧席 (70 席)、グループワーク室 (3 室、内 1 室にモニター1 台、DVD/VHS デッキ 1 台)、
情報検索コーナー (検索用パソコン 6 台、内 1 台編集用ソフト・スキャナ導入)、AV コー
ナー (3 ブース)、ブラウジングコーナー (7 席)、和スペース (座卓 2 台)などを備えてい
る。貸出用パソコン (5 台)、iPad (2 台)、プロジェクタ (1 台)はパソコン専用席 (8 席)
やグループワーク室で活用されている。

蔵書については、本学選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に
収集している。令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、図書が 24,081 冊、雑誌が 187 タイトル、視
聴覚資料が 592 タイトルを所蔵している。図書館システムは「Libmax (ソフテック)」を採
用し、OPAC (オンライン蔵書目録) 検索は Web 公開しており学外からもアクセスできる。
また、データベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索
引 Web、CINAHL with Full Text、朝日新聞クロスサーチなどを導入している。国立国会図
書館デジタルコレクションや NII-REO の機関登録をし、医療以外の分野も幅広い研究に活
用できる情報環境を提供している。令和 4(2022)年に視覚障がい者の読書環境整備を目的
として、「国立情報学研究所読書バリアフリー資料メタデータ共有システム」への参加申請

を行った。

授業期の開館時間は平日が 9:00-22:00、土曜日が 9:00-17:00 である。図書館は「図書館管理規程」「図書館利用規程」などに基づいて図書委員会を中心に運用・管理が行われている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の参加館として、総合目録データベースの共同構築や、文献複写・現物貸借のサービスにも対応している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-5-②-1】 学校法人鉄蕉館図書管理規程

【資料 3-5-②-2】 亀田医療大学図書館管理規程

【資料 3-5-②-3】 亀田医療大学図書館利用規程

【資料 3-5-②-4】 亀田医療大学図書委員会規則

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に向けた取り組みとして、本学では本館、学生会館に合計 3 か所の多機能トイレを設置している。また、障害者専用駐車スペースの確保、駐車場から本館ロビーへ続く視覚障害者誘導用ブロックの導入、このほか「国際シンボルマーク」の設置、エレベーター内への点字ボタン配置等、車椅子を利用される方のみならず、お年寄りや身体の不自由な方々が安心して来学できるような仕様となっている。また、多機能トイレを性的マイノリティである LGBTQ の方々も利用できるように、「だれでもトイレ」と表示している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-5-③-1】 施設・設備・利便性に向けた取り組み

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学においては、3-3-①及び 3-3-②で記載したとおり、学生へのキャリア教育及びキャリア支援を重視しており、過去 3 年間の就職率は、令和 4(2022)年度が 97%、令和 5(2023)年度が 99%、令和 6(2024)年度が 100%となっている。近年、最も就職率が低くなった新型コロナウイルス禍である令和 3(2021)年度もおいても、全国の大学生全体の就職率は 95.8%だったが、本学では、97%を維持しており、本学の教育及び学生支援の取組が成果を上げていると考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の入学定員は 80 人で全学年の収容定員は 320 人であるが、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、245 人と定員充足に至っておらず、学内の共通認識として危機感を持っており、また、第三者評価においても同様の指摘を受けている。

定員未充足の背景として、千葉県内の看護系大学は、本学が開学した平成 24(2012)年には 6 校で総定員 590 人であったが、現在、令和 6(2024)年 4 月には、大学数が 19 校と急増

し、総学生定員は1,855人と3倍になっている。加えて、大学が位置する安房地域における15～64才の生産年齢人口割合は、千葉県全体の割合(61.1%)よりも10%以上低い48.9%であることから大変厳しい状況であり、適切な志願者数の確保が入学者受入における喫緊の課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学生確保については、大学案内パンフレット作成、オープンキャンパスや進路説明会での周知及びホームページでの広報に努めているが、入学志願者数の増加を目指している。

広報活動については、オープンキャンパスの実施回数を年度内に4回から8回に、令和6(2024)年度から増加させている。さらにSNSについても媒体の種類を増やし、多くの高校生が利用しているInstagram、X、LINE、YouTubeにて配信を行っている。高校訪問についても、学長、副学長をはじめ教職員が県内の多くの高校を訪問しての大学紹介を実施するとともに、県外にある卒業生・在学生の出身高校や東京都(伊豆大島を含む)、埼玉県、山梨県や東北地方などの高校訪問を行っている。今後も、本学の認知度を高めるための広報活動に一層注力する。

入試方法の改善としては、令和3(2021)年度から志願者数の少ないセンター試験利用入試の募集定員を廃止し、多様な経験や能力を有する学生を確保する観点から総合型選抜を新たに実施している。受験科目数についても、平成31(2019)年度一般入試から、科目Ⅰとして、「国語総合(古文・漢文を除く)」、「英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ)」から1科目を、また、科目Ⅱとして、「(数学Ⅰ・A)」、「化学基礎」、「生物基礎」から1科目を選択することとし、従来3科目受験から2科目受験としている。

試験会場としても、平成31(2019)年度一般入試Ⅰ期における試験会場を、本学と東京都に加え、宮城県仙台市を加えた3会場で実施している。

さらに、令和5(2023)年度入試において、創立10周年事業として「入学検定料金及び入学金0円」を実施したところ、受験生が大幅に増加したため、令和7(2025)年度入試から、「入学検定料金及び入学金0円、学納金減額」を実施し、国内私立系看護大学では、最も低額となる初年度学納金を実現させた。これにより、令和7(2025)年度入試において、前年度に比較して大幅な受験生増加を実現させ、入学生80を迎えることができた。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、本学のディプロマ・ポリシー（以下、この基準において「DP」という。）は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づき、看護学部看護学科のDPが策定されており、教務・カリキュラム委員会において、毎年度、見直しを行っている。また、DPは学生便覧、シラバス、大学ホームページ等に掲載し、年度初めのガイダンスで学生便覧を用いて全学生に説明し周知を図っている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科の教育理念及び教育目的に基づき、DPが策定されており、教授会において、毎年度、見直しを行っている。大学ホームページでの公表、シラバス、大学院要覧への掲載、各学期開始時のガイダンスで全学生に説明し、周知を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-1-①-1】 学部 ディプロマ・ポリシー URL

<https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/>

【資料 4-1-①-2】 大学院 ディプロマ・ポリシー URL

<https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/>

【資料 4-1-①-3】 教務・カリキュラム委員会規則

【資料 4-1-①-4】 亀田医療大学教授会規程

【資料 4-1-①-5】 亀田医療大学大学院教授会規程

【資料 4-1-①-6】 学生便覧 2025

【資料 4-1-①-7】 2025 年度亀田医療大学大学院要覧

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【看護学部】

学部における単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、DPを踏まえた上で、「亀田医療大学学則」を始めとし、「亀田医療大学学位規則」「亀田医療大学履修規則」「亀田医療大学「進級判定」に関する取扱内規」及びシラバス等に定めている。これらは、学生便覧・ホームページに記載するとともに、1年次のガイダンスで説明している。さらに、単位・出席、定期試験などの履修上の特に重要な留意事項は、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。

単位認定、進級判定及び卒業認定については、上記 3-1-②のとおり学則等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。

その適用については、基準に沿った認定及び判定を厳正に行っており、特に進級判定及び卒業認定については、教務・カリキュラム委員会の審議を経た上で、教授会に諮り、その意見を参考に学長が行っている。

学修の評価は、履修規則及びシラバスに基づき、科目担当教員がS、A、B、C及びDの5

段階をもって判定し、S、A、B、Cを合格としている。

(表 4-1-1)

| 判定 | 合格 | | | | 不合格 |
|----|---------|---------|---------|---------|-------|
| 評価 | S | A | B | C | D |
| 評点 | 100～90点 | 89点～80点 | 79点～70点 | 69点～60点 | 59点以下 |

また、他大学等において修得した単位については、規則に基づき、審査の上、最大60単位まで認定している。

【大学院看護学研究科】

大学院における単位認定基準及び修了認定基準については、DPを踏まえた上で、「亀田医療大学大学院学則」を始めとし、「亀田医療大学大学院学位規則」「亀田医療大学大学院履修規則」「亀田医療大学大学院長期履修に関する規程」及びシラバス等に定めている。これらは、大学院要覧・ホームページに記載するとともに、1年次のガイダンスで説明している。さらに、単位・出席、定期試験などの履修上の特に重要な留意事項は、入学時のガイダンスや修士論文提出に関するガイダンス等でも随時周知を行っている。

大学院看護学研究科の単位認定及び修了認定については、上記のとおり学則等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。

その適用については、基準に沿った認定及び判定を厳正に行っており、修了認定については、大学院教授会で審議を行い、その修了意見を参考に学長が行っている。

学修の評価は、大学院履修規則及びシラバスに基づき、科目担当教員がS、A、B、C及びDの5段階をもって判定し、S、A、B、Cを合格としている。

(表 4-1-2)

| 判定 | 合格 | | | | 不合格 |
|----|---------|---------|---------|---------|-------|
| 評価 | S | A | B | C | D |
| 評点 | 100～90点 | 89点～80点 | 79点～70点 | 69点～60点 | 59点以下 |

学位論文に係る評価については、大学院要覧に「学位論文に係る評価基準」として、記載し、公表している。

また、他大学の大学院等において修得した単位については、規則に基づき、審査の上、最大15単位まで認定している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 4-1-②-1】 亀田医療大学学位規則
- 【資料 4-1-②-2】 亀田医療大学大学院学位規則
- 【資料 4-1-②-3】 亀田医療大学履修規則
- 【資料 4-1-②-4】 亀田医療大学大学院履修規則
- 【資料 4-1-②-5】 亀田医療大学「進級判定」に関する取扱内規
- 【資料 4-1-②-6】 亀田医療大学教授会規程
- 【資料 4-1-②-7】 亀田医療大学大学院教授会規程
- 【資料 4-1-②-a】 亀田医療大学大学院長期履修に関する規程

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

DP の目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー（以下、この基準において「CP」という。）、大学院看護学研究科の CP、研究科各領域の CP が策定されている。

また、CP は学生便覧、大学院要覧、ホームページ等に掲載することで周知を図っている。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【看護学部】

本学は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づき DP を定めている。令和 2(2020)年度のカリキュラム改正に伴い、DP に到達する人材育成の実現に資するべく教育目標（7 つの必須要素）を見直し、それらの目標達成を目指した看護学部看護学科の CP を策定し、一貫性を保っている。

【大学院看護学研究科】

DP に到達する人材育成を目的に、研究科及び各領域における CP が編成されている。さらに各 CP に具体的な科目を明示することで、DP との一貫性を明確化している。

特に令和 3(2021)年度には、実践看護学領域の中に高度実践看護師コースとしてがん看護学、精神看護学が追加され、さらに、令和 5(2023)年度には、高度実践看護師コースとしてクリティカルケア看護学とエンドオブライフケア学が追加され、CP の見直しを行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-②-1】 学部 カリキュラム・ポリシー URL

<https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/>

【資料 4-2-②-2】 大学院 カリキュラム・ポリシー URL

<https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/>

【資料 4-2-②-3】 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則

【資料 4-2-②-4】 亀田医療大学教授会規程

【資料 4-2-②-5】 亀田医療大学大学院教授会規程

【資料 4-2-②-6】 学生便覧 2025

【資料 4-2-②-7】 2025 年度亀田医療大学大学院要覧

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【看護学部】

本学看護学部は、看護師養成学校として文部科学省から指定を受けている。このため、養成所指定規則により、必要な授業科目や単位が定められており、これを本学部教育課程の骨子とし、CP に基づいた体系的な教育課程を編成している。

編成としては、大きく 3 つの分野を設定しており、いわゆる教養教育に相当する『基礎教養分野』は、人間を広く理解し、現代の社会人として、そして汎用的な技能を身につけるための「人間の理解」、「外国語」に加え、人間を取り巻く環境とそれが与える健康への影響についての理解を深める「人間と環境」、「人間と健康」を置き、さまざまな問題や課題に対する学修を省察し、それを拡大、深化させるための検討の機会を持つことで、基礎的能力の拡大をはかる「ゼミナール」の 5 つに区分されている。

『専門基礎分野』には、優れた実践能力を育成するために、専門分野としての看護学を学ぶための基盤となる科目を含む「生命科学」を設定している。

『看護専門分野』は、看護師の基礎的知識と能力を育成するために大切な基礎的看護概念と技術を学ぶ科目で構成された「基礎看護学」と小児から高齢者までの発達段階にある個人・家族を対象とする看護学の科目群「実践看護学」を配置している。さらに看護学知識の統合と看護の対象を個人・家族・グループから地域へと拡大し、看護の専門職として必要な知識や国際的視野を育成する「看護の統合と実践」の 3 つに区分されている。

シラバスには、CP に沿って配置されている科目の全てに、DP を基にした教育目標（7 つの必須要素）の各項目との関連を明記している。また、それぞれの科目にはカリキュラムマップに示している科目ナンバリングと「授業概要」、「到達目標」、「履修条件」、「授業計画」、「評価方法・評価基準」などを記載し、学生にわかりやすく詳細に伝えている。

なお、本学では CAP 制度を導入しており、1 年間で履修できる単位数の上限は 1 年次 44 単位、2 年次 54 単位、3 年次 42 単位、4 年次 28 単位とし、これらは学生便覧に記載している。

【大学院看護学研究科】

大学院においては、CP に基づき、大学院生の共通科目として 9 科目中の 7 科目（14 単位）を全員が選択必修するとともに、看護管理学領域、実践看護学領域、ウィメンズヘルス・助産学領域のそれぞれの専門性に応じた科目を配置し、科目間の学修順序と学修時期を考慮した教育課程を編成している。領域ごとの特別研究科目及び課題研究についてはその能力を強化する配置にしている。また、看護管理学領域は、日本看護協会が定める看護管理者の認定資格要件を満たす科目を配置し、専攻対象者が資格申請をできるようにしている。日本看護系大学協議会の認定を受け、令和 3(2021)年度に始まった高度実践看護師コースのがん看護学コースと精神看護学コース、令和 5(2023)年度から始まったクリティカルケア看護学とエンドオブライフケア学において、高度な専門性を身につけられるよう、

CPに合致した実践力強化のための科目を配置している。ウィメンズヘルス・助産学の国家試験受験資格取得コースでは、厚生労働省の看護師養成所等の指定規則に沿った科目を31単位配置し、2年間のフルタイム学修として履修できる編成としている。

大学院要覧には、三つのポリシーの明示と科目履修に関すること、修士論文作成に関する流れとそれに関する具体的内容を明示し、全ての科目において「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「評価方法・基準」を明記し、事前事後学習についても説明している。

本研究科では社会人と一般学生の両方が在籍しており、一律の単位上限を定めるCAP制度は導入していないが、指導教員の指導のもとに履修科目を選択するよう、必ず履修登録時に指導教員に履修科目一覧を提出することとなっており、そこで十分な学修時間を確保できているかの確認を受けてから履修登録が完了することとしている。また、長期履修制度を設定し、仕事と学習を両立することができるように支援している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-③-1】 2025 年度亀田医療大学シラバス

【資料 4-2-③-2】 亀田医療大学履修規則

【資料 4-2-③-3】 亀田医療大学大学院履修規則

【資料 4-2-③-a】 2025 年度亀田医療大学大学院要覧

4-2-④ 教養教育の実施

【看護学部】

4-2-③で述べたとおり、本学部で教養教育に相当する基礎教養分野は、「人間の理解」「外国語」「人間と環境」「人間と健康」「ゼミナール」の5つに区分されており、DPと明確に関連付けられ、また、適正に配置され運用が図られている。

【大学院看護学研究科】

看護の専門科目の基盤となる科目として共通科目が配置されており、その中には医療人間学やケアシステム論など、幅広い見地から医療や看護を捉えることができるような教養科目に相当する科目を置いている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【看護学部】

アクティブ・ラーニングについて、それぞれの領域において授業内容・方法を工夫しながら実施している。特に看護専門分野の科目においては、講義・演習・実習を連動させた看護技術習得のために、①事例を提示、②事前学習（個人）、③グループ学習、④技術演習（ロールプレイング）、⑤討議、⑥教員による講評、⑦グループでの振り返り、⑧課題レポートの作成（個人）といった形式を取るなど、授業内容・方法の組み立てを工夫している。令和7(2025)年度からは、シラバスにおいてアクティブ・ラーニングの方法の項目を新たに作成し明記することとし、教員が意識的にアクティブ・ラーニングを授業に取り入れ、教授方法を改善していくよう促している。

また、教授方法の工夫や改善については、教育研究等の適切かつ効果的な運営を図り、

教職員に必要な知識及び技能を習得させるためのFD・SDを大学運営・質保証推進会議が主体となり活動している。特に、FDの一環として、毎年3月に実習報告会を開催し、学生の看護学実践の能力の状況を把握し、教授方法の改善に役立てるために、意見交換を行っている。

今後も全学的な教授方法の改善と教員の教授力の向上を図り、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用していく。

【大学院看護学研究科】

本学大学院の研究指導においては、主指導教員を入学時に決定して専門領域の講義、演習、実習、特別研究論文又は課題研究論文という一貫した研究指導體制が整備されている。大学院では、講義、演習、実習、論文指導とも、少人数教育で行われており、学生の主体的な学びによって学修が進められており、アクティブ・ラーニングの手法が十分取り入れられている。教授方法の改善を進めるために、授業評価及び修了時調査によって、目標達成状況や教授方法等の意見を確認し、学長戦略室「評価部門」で整理・検討している。その結果については大学院教授会にて審議され、研究科委員会で報告している。今後も継続的に大学院研究科の組織体制を維持し運営していく。

〈エビデンス集 資料編〉

【4-2-⑤-1】教員へのシラバス依頼文

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【看護学部】

本学では、DPを基にした教育目標（学修成果）として、Ⅰ：教養教育で培う普遍的基礎能力、Ⅱ：根拠に基づいた看護実践能力、Ⅲ：チーム医療におけるコミュニケーションとコラボレーション能力、Ⅳ：ヘルスプロモーションと予防の実践能力、Ⅴ：国際的視野の育成と地域貢献能力、Ⅵ：継続的に専門性を向上させる実践能力、必須要素Ⅰ～Ⅵを統合したⅦ：包括的看護実践能力の7つの必須要素を設定している。そして、学修成果を基に「評価票」を作成し、4年次の卒業時に評価している。また、教育目標は、各科目で関連の深い項目をシラバスに提示し、学修成果を確認している。科目ごとの学生の学修成果については、シラバスに定める「評価方法・評価基準」に基づき、「到達目標」に掲げる能力が身につく

ているか測定を行っている。

また、令和 3(2021)年度に三つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化方針としてアセスメント・ポリシーを策定し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを明確にした。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学長戦略室 IR 部門と関係する委員会（教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生支援委員会等）でアセスメント・ポリシーにおける項目のデータを分析し、学修成果の点検・評価を実施している。このアセスメント・ポリシーと教育の内部質保証のための PDCA サイクルは亀田医療大学のホームページで公開している。

本学では、平成 24(2012)年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。平成 26(2014)年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的・目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際）」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（7つの到達目標との関係）」である。

本学では、学生による授業評価の結果を、教員自身が次年度の授業改善として反映させている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科は開設初年度として、DP を定めている。1. 高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる、2. 看護の実践及び提供システムの改革を推進し、看護実践の質向上と発展に創造的に取り組む、3. 自律性をもって看護学の発展に寄与する研究及び教育の推進に関わる、4. 医療が抱える様々な問題に、科学的根拠に基づいたケアのリーダーシップがとれ、教育研究を推進できる、5. 保健医療職及び福祉関連職等と協働し、看護職としてのリーダーシップを発揮できる、の 5 項目を踏まえたカリキュラムの進行を確実に進めている。具体的には科目の修了ごとに厳格な成績評価を行うとともに、学生による授業評価の実施を行い、履修規定に沿った厳格な進行を実施している。

大学院生の学修状況・資格取得状況・就職状況については学生の面談により点検・評価し、卒業時の 5 つの能力（ディプロマ・ポリシー）の達成状況については大学が定めた質問紙や測定方法に基づいて学修成果を自己点検・評価している。

また、大学院においても、令和 3(2021)年度に三つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化方針としてアセスメント・ポリシーを策定し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを明確にした。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学長戦略室 IR 部門でアセスメント・ポリシーにおける項目のデータを分析し、学修成果の点検・評価を実施している。このアセスメント・ポリシーと教育の内部質保証のための PDCA サイクルは亀田医療大学のホームページで公開している。令和 7(2025)年度から開設される博士後期課程でも同様に PDCA サイクルにより評価を実施していく。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 4-3-①-1】 学部アセスメント・ポリシー、PDCA サイクル
- 【資料 4-3-①-2】 大学院アセスメント・ポリシー
- 【資料 4-3-①-3】 学生便覧 2025
- 【資料 4-3-①-4】 2025 年度亀田医療大学大学院要覧
- 【資料 4-3-①-5】 PROG 実施について
- 【資料 4-3-①-6】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程
- 【資料 4-3-①-7】 2023 年度総括学部アセスメント結果総括最終
- 【資料 4-3-①-8】 2024 年度第 4 回 IR 部門会議 議事録
- 【資料 4-3-①-a】 亀田医療大学学生による授業評価アンケート実施要項

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【看護学部】

本学では、平成 24(2012)年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。平成 26(2014)年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的・目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際）」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（7つの到達目標との関係）」である。

その結果は、次年度の授業の改善策「教員による授業評価」として記載し、学長戦略室評価部門長に提出することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。本学ではこのようにして、学生による授業評価の分析を、次年度の授業改善に役立てている。

【大学院看護学研究科】

学生による授業評価アンケートを行っており、結果を授業担当者へフィードバックし、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて取り組んでいる。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、看護教育の要である臨地実習において、平成 21(2009)年、日本で初めて JCI（世界標準の医療評価認証）を取得し、米国 Newsweek 誌 World's Best Hospitals において、令和 5(2023)年度も世界 47 位にランクイン（日本の医療機関の中では第 3 位）した医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターを本学の主な実習施設とし、実習指導者会議や臨床指導者研修を行う等、密接な連携により、充実した実習環境を学生に提供し、優秀な看護師を輩出し続けている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの実習施設が実習生の受入れの中止を決めた中、本学及び亀田メディカルセンターでは入念な感染防止対策を行った上で、実習環

境を維持した。

また、教員による実習指導も手厚く実施しており、本学において看護学を教えているほぼ全ての教員が実習施設に赴き、学生へ逐一フィードバックをするなど丁寧な指導を行っている。

学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしている。なお、2024年度における授業評価については、前期・後期全ての科目において、5段階中4以上の評価を得ており、学生の授業に対する満足度は高いと考えている。

DPを基にした教育目標として、Ⅰ～Ⅶの7つの教育目標を設定しており、4年次に最後の実習である「看護の統合と実践臨地実習Ⅱ（チーム医療・地域包括ケアシステム）」を修了後、教育目標と連携している「看護実践能力修得度評価票」により、学生と実習担当教員が教育目標の達成度を評価することで、学修成果を確認している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

①本学では、3つのポリシーの策定・公表から始まり、教学面におけるPDCAサイクルをIR分析とともに適切に回している。しかしながら、少子化の影響により入試倍率の低下が起り、入学してくる学生が数年前と比較しても基礎学力や学習意欲の低下が顕著であるなど、学生の多様化が急速に進行している。

今後、少子化はさらに進むことを考慮すると学生の多様化は止めることができないことと受け止め、大学として学生の状況に合わせ、さらなる学修者本位の教育を提供するために、授業改善及びカリキュラムの見直しを行う必要があると考えている。

②本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを策定・公表し、適切に学位授与を行っている。特に、ディプロマ・ポリシーを満たして卒業しているかについて、単位の修得状況だけではなく、PROGテスト及び「看護実践能力習得度評価」によりディプロマ・ポリシーと関連した7つの教育目標を満たしているか4年次に評価を行っている。

しかしながら、PROGテストは1, 3, 4年次に実施し、学生が4年間を通して自身の成長を感じられるようになっているが、「看護実践能力習得度評価」については、4年次の1回のみ実施しており、例えば学生本人が「できない」と評価した能力があった場合においても、その後のフォローアップが難しい現状がある。また、学生自身が具体的に何をできるようになったらその実践能力が身についたと判断しているのか明確に確認できない状況で自己評価を行っている現状がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

①授業改善の一環として、アクティブ・ラーニングについて、それぞれの領域において授業内容・方法を工夫しながら実施している。特に看護専門分野の科目においては、講義・演習・実習を連動させた看護技術習得のために、授業内容・方法の組み立てを工夫している。

令和7(2025)年度からは、さらなるアクティブ・ラーニングの推進のためにシラバスにおいてアクティブ・ラーニングの方法の項目を新たに作成し明記することとし、教員が意識的にアクティブ・ラーニングを授業に取り入れ、教授方法を改善していくよう促している。

また、カリキュラム改正を推進していくため、学長戦略室において将来構想プロジェクトを計画し、「カリキュラム変更検討プロジェクト」を立ち上げ、進めていくこととしている。

②教務・カリキュラム委員会を中心として、学生の学修成果の目標として、4年間でのような実践力を身に付けていくべきかをさらに具体的に示し、学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるような流れを作るとともに、「看護実践能力習得度評価」制度の見直しを実施する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は、「亀田医療大学学則」第5条及び「亀田医療大学大学院学則」第4条の規定により、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としている。

また、「亀田医療大学 ガバナンス・コード 第1版」の第3章「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」の中で、学長の責務として、「(1)学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の校務を掌り、所属教職員を統督します。(2)学長は、理事会から委任された権限を行使します。(3)所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し、共有することに努めます。」を定めている。

なお、「亀田医療大学学則」第5条の2-2では、「副学長、学長特命補佐を置くことができる」と規定し、現在は副学長を置き、学長をサポートしている。

学長を中心とした運営体制としては、学長が議長となり、本学運営に関する重要事項の調整・協議を行う「大学運営・質保証推進会議」を設置し、教授会、大学院教授会をはじめ

めとする各会議、各委員会等との緊密な連携を図り、学長が大学運営の責任者としてリーダーシップを発揮できる体制を構築している。その他、学長が室長となり、自己点検・評価を徹底し、大学運営を円滑に遂行するために「内部質保証プロジェクト」、「評価部門」及び「IR部門」から組織される「学長戦略室」を設置しているが、今年度から新たに「将来構想プロジェクト（学士編入学）」、「将来構想プロジェクト（カリキュラム）」の2つのプロジェクトを同室に設け、学生募集及び看護学教育モデル・コア・カリキュラム改定に柔軟に対応すべく体制を整えた。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-1-①-1】 学校法人鉄蕉館 組織図（令和7(2025)年5月1日）

【資料 5-1-①-2】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 5-1-①-3】 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程

【資料 5-1-①-a】 亀田医療大学 ガバナンス・コード 第1版

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

前述のとおり、学則第5条及び大学院学則第4条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定め、学長の権限と責任の明確化を図っているほか、教学マネジメントを効果的に推進するため、学長を議長とする「大学運営・質保証推進会議」を設置している。

なお、権限の適切な分散と責任を明確にするべく副学長、学部長及び研究科長を置いている。

副学長においては、「亀田医療大学副学長選考規程」第3条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、次の職務を担うものとする。」として、「(1)学長の指示する全学的な企画・立案及び学内組織の連絡調整に関すること」はじめ、4項目を規定している。また、学部長においては、「亀田医療大学学部長選考規程」第3条に「学部長は、学部の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、学部の業務全般を総括する。」と規定、さらに、研究科長においては、「亀田医療大学大学院看護学研究科長選考規程」第3条に「研究科長は、大学院の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、大学院の業務全般を総括する。」とその職務を定めている。

教育研究に関する事項を審議し、学長に意見を述べるため、学部及び大学院それぞれに教授会を設置し、学部教授会は学部長、大学院教授会は研究科長が議長となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等、教育研究に関する重要な事項について審議している。

教授会で意見を聴く事項として、学部教授会では教員の業績評価の基準に関する事項はじめ9項目を、また、大学院教授会で意見を聴く事項としては教育課程の編成に関する事項はじめ7項目をそれぞれ学長が定めており、学長のリーダーシップのもと、教育職員、事務職員が教職協働し、円滑な教学マネジメントシステムを構築している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-1-②-1】 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則
- 【資料 5-1-②-2】 亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程
- 【資料 5-1-②-3】 亀田医療大学教授会規程、亀田医療大学大学院教授会規程
- 【資料 5-1-②-4】 教授会で意見を聴く事項、大学院教授会で意見を聴く事項
- 【資料 5-1-②-5】 亀田医療大学 教授会の開催日時・議題一覧、
亀田医療大学 大学院教授会の開催日時・議題一覧
(令和 6(2024)年 4 月～令和 7(2025)年 5 月)
- 【資料 5-1-②-a】 亀田医療大学副学長選考規程
- 【資料 5-1-②-b】 亀田医療大学学部長選考規程
- 【資料 5-1-②-c】 亀田医療大学大学院看護学研究科長選考規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

事務組織として、本法人に総務統括部と財務統括部を置き、大学事務局に管理部及び財務部を配置している。管理部に総務課及び学務課を、財務部に財務課を置いている。「学校法人鉄蕉館事務組織規程」に規定された事務分掌により業務を担当しており、大学全体の教学マネジメントを支える仕組みを整えている。

また、本学の運営を円滑に進めるために置かれている各種委員会等には職員も参画しており、職員の意見が意思決定に反映され、教職協働による体制を確保している。

職員数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)

表 5-1-1 (単位：人)

| 専任職員 | | パート | 派遣 | 合計 |
|------|------|-----|----|----|
| 正職員 | 嘱託職員 | | | |
| 17 | 0 | 14 | 0 | 31 |

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-1-③-1】 学校法人鉄蕉館 組織図 (令和 7(2025)年 5 月 1 日)
- 【資料 5-1-③-2】 学校法人鉄蕉館 事務組織規程
- 【資料 5-1-③-3】 学校法人鉄蕉館 就業規則 (第 2 章 人事)
- 【資料 5-1-③-a】 2025 年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧 (2025. 5. 1)

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学学部に9つの専門領域（「基礎・専門基礎」、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「ウイメンズヘルス看護学」、「小児看護学」、「地域看護学」）を置いている。看護学部看護学科専任教員等基準数19名（うち教授数10名）に対し、本学では計37名（うち教授10名）となり、基準数を満たしている。

また、大学院博士前期課程には3つの専門領域（「看護管理学」、「実践看護学（「実践研究コース」/「高度実践看護師コース」）」、「ウイメンズヘルス・助産学」）を置き、大学院研究指導教員数（M）12名、研究指導補助教員数11名、計23名は大学院研究指導教員基準数6名、研究指導補助教員数6名、基準数計12名を満たしている。

大学院博士後期課程では、基盤科目群として、必修科目に「理論看護学」、「システムティックレビュー」、「デザイン思考法の理論と実際」を、さらに、選択科目として「看護学研究方法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、その上に専門科目群「DNP 特論Ⅰ～Ⅴ」、「DNP プロジェクト演習・研究」にそれぞれ教員を適正に確保・配置しており、専門の学科、実習等の教育にあたっている。

大学院研究指導教員数（D）6名、研究指導補助教員数5名、計11名（令和7(2025)年5月1日時点）は大学院研究指導教員基準数6名、研究指導補助教員基準数6名の基準数計12名を満たしていないが、2025年5月末に教授1名がAC教員審査において研究指導（D マル合）と判定された。よって大学院研究指導教員数（D）7名、研究指導補助教員数5名、計12名となり基準数計12名を満たしている。

本学の教員採用・昇任については、就業規則、教員選考規程、教員選考基準及び運用方針を定めており、助教以上の選考は学長が教員選考委員会を設置し、選考委員長等により教育・研究上の業績等について審査が行われる。選考結果は委員長から学長に報告された後、教授会の議を経て学長が理事長に推薦し、決定することとしている。なお、教員の昇任については、大学教員としての職務上の実績として、毎年実施している教員業績評価結果も判断基準の1つとしており、教育、研究、社会貢献及び管理運営の4分野の結果を含め総合的に審査され、教員採用時同様、適切な選考方法を経て昇任人事が行われている。

教員数（令和7(2025)年5月1日現在） 表 5-2-1 （単位：人）

| 学部 | 学科 | 職位 | | | | | 合計 |
|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | |
| 看護 | 看護 | 10 | 7 | 6 | 13 | 1 | 37 |

教員数（令和7(2025)年5月1日現在） 表 5-2-2 （単位：人）

| 大学院 | 専攻 | 職位 | | | | 合計 | |
|--------|----------|-----------|-----|----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | | |
| 看護学研究科 | 看護学専攻（M） | 教員数 | 11 | 7 | 5 | 7 | 30 |
| | | 研究指導教員数 | 11 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| | | 研究指導補助教員数 | 0 | 6 | 5 | 0 | 11 |

教員数（令和7(2025)年5月1日現在）

表 5-2-3 （単位：人）

| 大学院 | 専攻 | | 職位 | | | | 合計 |
|------------|------------------|-----------|----|-----|----|----|----|
| | | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | |
| 看護学研 究科 | 看護学 専攻 (D) | 教員数 | 9 | 2 | 0 | 0 | 11 |
| | | 研究指導教員数 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | | 研究指導補助教員数 | 3 | 2 | 0 | 0 | 5 |

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-2-①-1】 学校法人鉄蕉館 就業規則

【資料 5-2-①-2】 亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針

【資料 5-2-①-3】 亀田医療大学教員選考規程

【資料 5-2-①-4】 亀田医療大学教員選考基準

【資料 5-2-①-a】 亀田医療大学教員業績評価に関する規程

【資料 5-2-①-b】 亀田医療大学教員業績評価実施要項、教員業績評価報告書

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FDの取組については、大学運営・質保証推進会議にて立案・計画し、毎年度適切なFDを実施している。

令和 6(2024)年度の具体的な活動内容としては、教育能力開発として臨地実習報告会を行った

また、研究能力開発・資金確保として科研費獲得のコツ、研究倫理講演会、亀田総合病院と連携した研究倫理講演会、医療倫理講演会、社会実装研究について行い、多くの参加者があり、時代的要請を反映した研修を実施した。今後も教職員のニーズに適ったテーマやオンライン開催、対面開催などの開催方法について見直しを行い、より充実したFDとなるように実施していきたい。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-3-①-1】 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程

【資料 5-3-①-2】 令和 6(2024)年度 FD・SD 企画案

【資料 5-3-①-3】 令和 6(2024)年度 FD・SD 研修実施報告書

【資料 5-3-①-4】 委員会活動報告書：

令和 6(2024)年度 SDFD_大学運営・質保証推進会議報告書

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本法人が策定した第二期(2021-2025)中期計画においては、教員の資質、研究力の強化・研究不正防止の徹底、職員の資質・能力向上への取り組み等があげられており、本学では大学運営・質保証推進会議所掌の下、今年度はSDを6回実施した。その内容は災害時の看護について、学生と教職員の関係づくりについて、ハラスメント防止研修、1・4年生のPROGテスト結果の概要について一本学1・4年生の結果の特徴と他大学との比較等について、高校との関係づくりと入試広報というものであり教職員の資質・能力向上の機会を継続的に設けている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-3-②-1】 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程

【資料 5-3-②-2】 令和6(2024)年度FD・SD企画案

【資料 5-3-②-3】 令和6(2024)年度FD・SD研修実施報告書

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学の基本理念である「HEART」に基づき研究支援にも力を注いでいる。本館に隣接し、渡り廊下で繋がる4階建ての研究棟には、2~4階に各専任教員全員に十分な面積を持った研究室、講師以上は個室となっているなど、教員の研究活動に配慮した整備となっている。蔵書については選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集しており、研究遂行にあたり教員が図書館システムとしてはデータベース、電子ジャーナルは医中誌Web、メディカルオンライン、最新看護索引Web、CINAHL with FullTextなどを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションやNII-REOの機関登録をし、医療以外の分野でもオンライン情報を提供し、幅広い研究に活用できる情報環境づくりを目指している。また、総合研究所では設備面だけでなく統計や倫理の専門知識を有する者からの支援を受け、研究資源を有効に活用した上での、研究計画作成、研究遂行から学会発表、論文作成までの支援を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-①-1】 学生便覧2025

【資料 5-4-①-2】 学校施設調査票

【資料 5-4-①-3】 亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」

https://www.lib-finder.net/kameda/page_detail?id=108

【資料 5-4-①-4】 亀田医療大学総合研究所規程

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は平成 24(2012)年の開学当初から、研究倫理審査委員会並びにその運営を担当する研究倫理審査検討委員会を設置し、研究倫理審査に関する体制整備並びに倫理教育を実施してきた。研究倫理審査に関しては、「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」、具体的な審査委員会の手順書として「亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則」を制定している。平成 25(2013)年 4 月からは、生命倫理学を専門とする准教授（平成 28(2016)年から教授）が研究倫理審査委員会及び研究倫理審査検討委員会の委員長に就任するとともに、研究倫理教育責任者として積極的な活動を展開している。特に倫理審査の手順書である「運営細則」については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下、「指針」という。）」に準拠したものへ改訂した（令和 5(2023)年 10 月 1 日から施行）。また、「指針」が要求する倫理審査の書式を新たに作成した。このように国の定める「指針」の改訂に適宜対応し、「指針」に則った倫理審査を実施している。また、研究倫理教育に関しては、平成 25(2013)年 9 月に「亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要」を制定し、平成 26(2016)年度から e ラーニングの導入を図り、平成 27(2017)年度から e ラーニングの受講を研究倫理申請の要件として義務づけている。さらに、平成 28(2016)年度からは、研究倫理審査委員会委員を対象とする研究倫理教育を実施し、研究倫理審査の質的な向上に努めている。学生に対する研究倫理教育については、平成 26(2014)年度から 3 年次開講「看護研究」の 1 コマ及び 4 年次開講「研究ゼミ I」の 1 コマで「研究倫理」の内容を教授している。なお、この 2 コマの受講を、研究ゼミにおける研究倫理申請要件としており、講義欠席者には個別に対応し、全学生が受講することになっている。研究不正の防止に関する本学の取組みに関しては、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 27(2015)年適用）に合わせ、本学においても同年 4 月に「亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」並びに「亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程」を制定した。また、研究不正防止の主な取組みとして研究倫理教育を実施してきた。上記の研究倫理教育責任者による研究倫理研修に加え、科学研究費補助金申請に関する説明会においても、特に研究費の取扱いに関する不正について説明を設け、研究不正防止の徹底を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-②-1】 研究倫理審査検討委員会規則

【資料 5-4-②-2】 研究倫理審査委員会規則に関する細則

【資料 5-4-②-3】 不正行為に関する取扱規程

【資料 5-4-②-4】 研究活動上の不正行為防止体制整備規程

【資料 5-4-②-5】 2025 年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧 (2025. 5. 1)

【資料 5-4-②-6】 研究倫理研修会等実施概要

【資料 5-4-②-7】 亀田医療大学シラバス 2025

【資料 5-4-②-8】 令和 6 年度 科研費学内説明会資料

5-4-③ 研究活動への資源の配分

教員研究費は規程に基づき専任教員全員に交付され、支給額は年間教授 40 万円、准教授 30 万円、講師 25 万円、助教 20 万円、助手 10 万円となっている。また、大学運営・質保証推進会議で審査のうえ、昨年度（令和 6 年度）は 2 件の研究に対し 1 件 10 万円の学長裁量経費特別研究費の交付を行った。さらに、科学研究費補助金申請、獲得促進のため、獲得者による研究計画の発表会や研究論文表彰「ペーパーオブザイヤー」等も実施している。前述の資金支援により設備の充実を図るとともに、総合研究所による研究活動への支援体制を整えている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-③-1】 教員研究費規程

【資料 5-4-③-2】 学長裁量経費配分方針

【資料 5-4-③-3】 令和 6 年度 科研費学内説明会資料

【資料 5-4-③-4】 研究倫理審査検討委員会規則

【資料 5-4-③-5】 研究倫理審査委員会規則に関する細則

【資料 5-4-③-6】 2025 年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧 (2025. 5. 1)

【資料 5-4-③-7】 亀田医療大学総合研究所規程

【資料 5-4-③-8】 令和 6 (2024) 年度科研費一覧

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教授会で意見を聴く事項（学長が定めるもの）9 項目の中で、「教員の業績評価の基準に関する事項」が規定されているが、教員業績評価結果は、助教以上の採用及び昇任率に考慮されることとなっている。令和 4 (2022) 年度実績分から、各教員は教員業績評価の結果を踏まえ、前年度の課題解決及び次年度の教育研究活動に資するため「フィードバックシート」を用いて 4 つの評価項目（教育・研究・社会貢献・管理運営）について「自己評価」及び「改善」を記載し、各領域長がまとめ、学長に報告することとした。これにより、学長は各教員の 1 年間の教育研究活動を把握することが可能となった。

また、基準 5-3-①、②でも述べたとおり、学長を議長とする「大学運営・質保証推進」にて SD・FD 活動を所掌しているが、本法人が策定した第二期 (2021-2025) 中期計画において、「学修成果の評価・可視化」、「教員の資質、研究力の強化」、「教員及び研究者における研究倫理の遵守、研究不正防止の徹底」、「職員の資質、能力向上への取組み」等が掲げられており、令和 6 (2024) 年度は当該内容を反映し SD・FD を 14 回実施した。教育能力開発として「臨地実習報告会」、研究能力開発として「研究倫理講演会」は毎年実施されており、SD「災害時の看護について」は外部から講師を招き、昨今の災害が危惧される中、2 年連続で開催し、実践的知見を得ることができるなど、FD・SD 活動は効果的に実施されている。

研究においては、平成 30(2018)年度委員会再編から、職種によって分けられていた研究支援体制窓口が「総合研究所」に一本化され、教員及び客員研究員相互の研究支援（研究交流の促進、協働）が行える体制が整備され、不正防止計画推進部署も適正な研究活動支援・執行体制を構築することができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

今年度から博士後期課程も新設され、研究科長を兼ねる学長のリーダーシップも益々発揮されることとなり、副学長、学部長はじめ教職員のなお一層のサポート体制が不可欠となることから、各教職員の職能開発及び教員の研究活動支援等が必要である。

また、第三者評価において、「今後、より安定した財務基盤の確立と収支バランスを適正に保つためには、入学生獲得による学納金の確保を柱に、法人規模に見合った適切な経費執行や科研費など外部資金確保に向けた改善が必要である。そのためにも適正な会計処理を行っていきながら経営状況と課題の明確化をし、対処案の作成が求められる」との意見が付されたことから、今後も外部評価の意見を踏まえ、安定した財源確保に努める。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述したように、学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えるには責任と役割を明確にしたうえで権限を適切に分散するとともに、教職員間の円滑なコミュニケーションと情報の伝達を通して、「教職協働」を図ることが重要であることから、会議、システム内掲示等を通して、情報を十分共有できる環境を整えるとともに、教職員の資質・能力向上の機会を継続的に設けていく。

また、外部による第三者評価結果は令和 6(2024)年末に得たため、意見を踏まえた本格的な改善は今年度からとなるが、高校訪問、オープンキャンパス等を中心とした広報活動の充実、さらに、外部資金獲得に向け、昨年度同様科研費採択者による説明会開催等の計画立案・周知活動等も行いつつ、更なる研究活動の推進、発展を目指す。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人鉄蕉館は、寄附行為にて「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。」としている。亀田医療大学は学校法人鉄蕉館の高等教育機関として開学し、以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則及び学内諸規程を整備し、法令を遵守して誠実に経営を行っている。学校経営上、ま

た本学の使命を完遂するため、経営の規律と誠実性を維持するため「利益相反ポリシー」や「利益相反管理規程」を定め、遵守している。組織倫理に関しては、服務規律を明確にし、「個人情報保護規程」、「公益通報者保護規程」等を定め、適切な運営を行っている。そして、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「亀田医療大学ガバナンス・コード」を策定した。

なお、情報公開については、私立学校法の規定に基づき、寄附行為、財産目録等については、事務局に備えており閲覧に供している。また、学校教育法施行規則第172条の2の規程に基づく教育研究活動等の状況については、本学ホームページで遅滞なく公表しており、法人運営、教育研究活動の公共性・適正性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-1-①-1】 学校法人鉄蕉館 寄附行為、学校法人鉄蕉館 寄附行為施行細則

【資料 6-1-①-2】 亀田医療大学 利益相反ポリシー

【資料 6-1-①-3】 亀田医療大学 利益相反管理規程

【資料 6-1-①-4】 学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程

【資料 6-1-①-5】 学校法人鉄蕉館 公益通報者保護規程

【資料 6-1-①-6】 学校法人鉄蕉館 情報公開規程

【資料 6-1-①-7】 学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分の URL
(教育研究活動等の情報公開)

<https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/>
(亀田医療大学ホームページ「大学情報公開」)

【資料 6-1-①-8】 私立学校法第151条に対応して公開した部分の URL

<https://www.kameda.ac.jp/corporate/report/>
(亀田医療大学ホームページ→「法人情報 事業報告・財務情報」)

【資料 6-1-①-9】 学校法人鉄蕉館 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-①-10】 学校法人鉄蕉館 組織図 (令和7(2025)年5月1日)

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、講義室、事務室、食堂、避難口・通路誘導灯や廊下、トイレのダウンライトにLED照明を導入している。加えて、トイレ等の共用スペースには人感センサーによる自動点灯・消灯システムにより、電力使用の省力化を図っている。また、エアコンの温度設定を集中管理しており、冷暖房効率の向上を図っている。こうした設備機器による省エネルギー対策を行うほか、学生や教職員への節電の啓発や、ビジネスカジュアルの通年実施を行っている。その他、海に近い本学では一部の空調室外機の放熱フィンへの水かけなど機器の熱効率を図り、また塩害防止対策を行っている。

また、健康・衛生面では、敷地内全面禁煙とし、健康管理を学生便覧等で促している。

教職員の安全衛生管理では、労働安全衛生法により「安全衛生委員会」を設置し、産業医と衛生管理者による職場巡視及び職員の超過勤務状況や労働災害状況、ストレスチェックの分析や個別対応等を行い、改善策を審議・決定し、施設及び就労環境の保全、改善を図っている。

人権保護については、「学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程」、「学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する細則」、「亀田医療大学ハラスメント防止・対策委員会規則」、「ハラスメント防止と対応についてのガイドライン」が制定されており、全学生にリーフレットを配布するほか、ハラスメント防止研修も行っている。また、ハラスメント相談員による個別の相談窓口を設け、ハラスメント防止に向けた取り組みを実践している。個人情報については、「学校法人鉄蕉館個人情報保護規程」に基づき、学生・教職員の適正な個人情報の取り扱い及び管理を行っている。

安全への配慮として、地震・津波・洪水・土砂災害などの危険区域を認識し、避難施設場所や避難経路等の防災情報を把握できるよう、鴨川市防災マップを配布している。その他、教職員及び学生参加による防災訓練を実施し、防災意識を高めている。また、不審者等の対策として、有人での警備体制を整え、学生・教職員の安全への配慮に努めている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 6-1-②-1】 学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 6-1-②-2】 学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する細則
- 【資料 6-1-②-3】 亀田医療大学 ハラスメント防止・対策委員会規則
- 【資料 6-1-②-4】 ハラスメント防止と対応についてのガイドライン
- 【資料 6-1-②-5】 ハラスメントガイドライン学生用 2025 年度版
(ハラスメント防止と対応)
- 【資料 6-1-②-6】 学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程
- 【資料 6-1-②-7】 学校法人鉄蕉館 リスクマネジメント及び危機管理基本規則
- 【資料 6-1-②-8】 学校法人鉄蕉館 危機管理基本マニュアル(平成 29(2017)年 3 月 6 日)
- 【資料 6-1-②-9】 鴨川市防災マップ WEB サイト

<https://www.city.kamogawa.lg.jp/hazardmap/index.html>

- 【資料 6-1-②-a】 建物の環境保全について
- 【資料 6-1-②-b】 学生便覧 2025
- 【資料 6-1-②-c】 学校法人鉄蕉館 安全衛生委員会規則

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第13条において、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人業務の管理運営に関する最高意思決定機関として、法的な責任を有していることを認識し、適切に運営されている。

理事会を構成する役員については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第5条において理事の定数が7人以上9人以内、監事の定数が2人と定められている。また、第7条1-1で「学長・校長で評議員会において選任した者2名」、第7条1-2で「前項に掲げる者のほか、評議員会において選任した者5名以上7名以内」となっている。

役員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-2-①-1】 学校法人鉄蕉館 組織図（令和7(2025)年5月1日）

【資料 6-2-①-2】 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
（令和5(2023)年3月6日理事会・令和6(2024)年5月23日理事会）

【資料 6-2-①-3】 学校法人鉄蕉館寄附行為、学校法人鉄蕉館寄附行為細則

【資料 6-2-①-4】 理事を選任した際の会議体の議事録
令和2(2020)年12月14日理事会、評議員会
令和3(2021)年10月4日理事会
令和5(2023)年12月11日理事会、評議員会議事録

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

寄附行為第3条、学則第1条及び大学院学則第1条に掲げている本学の目的実現に向けて、本学の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会のもと、中期計画を策定し、当該計画に基づき単年度ごとの予算を編成し、執行している。さらに、監事による監査のほかに、公認会計士による外部監査を実施することで、目的実現に向けての健全な財政運営を遂行できる体制を整えている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-2-②-1】 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）

【資料 6-2-②-2】 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
令和2(2020)年12月14日理事会
令和3(2021)年3月11日理事会・令和6(2024)年3月4日理事会議事録

【資料 6-2-②-3】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-②-a】 学校法人鉄蕉館 監事監査規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会は、令和6(2024)年度においては理事会を6回、評議員会を5回開催し、「学校法人鉄蕉館寄附行為」に規定する議案の決議を行っている。

理事会を構成する理事には、学長及び校長のいわゆる1号理事が選任されており、本法人の重要な事項について意思決定に参画しているほか、評議員会には、教職員が評議員として選任されており、評議員会において諮問事項があった場合には、評議員としての識見に加え、本学の状況を報告し、意見を述べており、本法人の最善なる意思決定のプロセスを実現するべく、意思疎通と連携が図られている。

なお大学には、管理運営を担う大学運営・質保証推進会議と、教学を担う教授会が組織されており、二つの組織が互いに協力・補完しながら運営しているところである。それぞれ毎月1回の定例開催を基本とし、学内の重要な案件について、理事会等に具申し、コミュニケーションを密にとっている。また、教授会の下に全ての専任教職員と管理職以上の事務職員が参加する学科会議を設け、提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員は、寄附行為に従い適切な手続きを経て、法人職員、卒業生、学識経験者が選任されている。評議員会は、寄附行為の規定に基づいて毎年度の予算や事業計画等に関する事項について理事会前に意見を述べ、諮問機関として機能している。なお、多様な経歴を持つ評議員からは客観的かつ多様な意見が出されており、理事会の業務執行の状況に対し、評議員会としてチェックの役割を果たしている。

監事は、寄附行為の規定に基づき、適切な手続きを経て選任されており、理事会及び評議員会に毎回出席して必要に応じて意見を述べている。また、寄附行為及び学内規程に基づき、本法人及び大学が行う活動に関する業務監査を行っている。業務監査は、年度当初に「監査計画」として理事会に示され、法人に置く内部監査室の協力を得ながら実施しているほか、監査の結果は「監査報告書」としてまとめ、理事会及び評議員会に報告され、具体的改善点等の指摘は関係部署に伝達され、改善に結び付けている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-3-②-1】 評議員を選任した際の会議体の議事録

令和2(2020)年12月14日理事会、評議員会
令和5(2023)年12月11日理事会、評議員会議事録

【資料 6-3-②-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

【資料 6-3-②-3】 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

令和5(2023)年3月6日評議員会・令和6(2024)年5月23日評議員会議事録

【資料 6-3-②-4】 学校法人鉄蕉館 監事監査規程

【資料 6-3-②-5】 令和 7 年度監事監査計画

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学全体の貸借対照表関係比率（R1 年度～R5 年度）は下表のとおりである。固定資産構成比率は 72.6%～79.5%の範囲となり、数値が低い方が望ましいとされる全国平均の 84.6%（R4 以下、同様）を下回っている。流動資産構成比率は高い方が望ましいとされるが、20.5%～27.4%で推移しており、全国平均の 15.4%を大きく上回っている。

また、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的な重要指標である純資産構成比率では、73.1%～80.7%と全国平均の 86.0%を下回っているが、近年は上昇の推移をみせており、財政的な安定に問題は無い。

併せて、資金流動性すなわち短期的な支払能力を判断する重要指標の 1 つである流動比率をみると、R4 年度の全国平均の 263.8%を下回る年があったが（R1～R3）、近 2 年は、270.6%（R4）、280.9%（R5）と全国平均を上回っており、資金繰りに問題はない。

一方、負債の割合の適切性をみる総負債比率は全国平均 14.0%に対して R1 は、26.9%とやや高い水準にあったが、R5 には 19.3%と改善しており、健全な財政状況を維持している。なお、基本金比率は全国平均 97.0%に対し、R1 は 87.2%と 10 ポイント近く下回っていたが、R5 には 91.9%になり、上限の 100%に向かった推移となっている。

事業活動収支計算書関係比率では、学校における最大の支出要素である人件費比率をみると、43.4%～56.9%の範囲となり、全国平均 46.1%とは隔たりがある。事業活動収支差額比率は、R1 から R4 まではプラス（事業活動収支差額黒字）となっていたが R5 は、入学者の減少や世界的なエネルギーの需給ひっ迫と資源燃料価格の高騰等の影響もあり、2.2%のマイナスとなった。安定した財政基盤の確立の観点から、今後も事業活動収支差額の黒字化と資金収支の均衡に取り組んでいく。

（表 6-4-1）

○貸借対照表関係比率

| 区分 | R1 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R4 2022 全国 平均 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 固定資産構成 比率 | 79.5 | 79.0 | 76.8 | 73.6 | 72.6 | 84.6 |

| | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 流動資産構成比率 | 20.5 | 21.0 | 23.2 | 26.4 | 27.4 | 15.4 |
| 純資産構成比率 | 73.1 | 75.6 | 78.1 | 79.8 | 80.7 | 86.0 |
| 流動比率 | 171.8 | 184.8 | 224.3 | 270.6 | 280.9 | 263.8 |
| 総負債比率 | 26.9 | 24.4 | 21.9 | 20.2 | 19.3 | 14.0 |
| 基本金比率 | 87.2 | 89.4 | 90.6 | 91.5 | 91.9 | 97.0 |

(表 6-4-2)

○事業活動収支計算書類関係比率

| 区分 | R1 2019 | R2 2020 | R3 2020 | R4 2022 | R5 2023 | R4 2022 全国 平均 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 人件費比率 | 55.7 | 50.2 | 46.4 | 43.4 | 56.9 | 46.1 |
| 事業活動収支 差額比率 | 2.8 | 8.0 | 14.1 | 15.9 | -2.2 | 5.0 |

6-4-② 収支バランスの確保

本法人の経常収支差額は、令和 4(2022)年度までプラスで推移していたが、令和 5(2023)年度にマイナスとなった。しかしながら、資金収支上における収入と支出のバランスは概ね維持されており、設備・備品等の整備に機動的に対応するための手元流動性は確保されているほか、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、A3↓で正常状態であるため、大学の財務基盤は安定しているといえる。なお、外部資金獲得としての寄付金収入では、個人からの受入額(2020～22 年度合計 2024 年 11 月 23 日公表)が本邦大学の 28 位(693 百万円)となっているほか、特定公益増進法人寄付金と受配者指定寄付金の制度を設け、大学ホームページのほか、学内外のスタンドでチラシを配置するといった寄付金募集活動を行っている。

そのほか、私立大学等改革総合支援事業の獲得、あるいは教員の充実した研究費確保の観点からも科研費獲得を重要視しており、諸活動を行っている。その結果として令和 5(2023)年度の外部研究費の直接経費 12,674 千円を獲得しており、外部研究費の獲得件数が一層増加するよう今後も推奨啓発していく。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人の教育研究を維持・継続するためには、その予算の範囲内で諸活動を実施することが必要であり、そのためには、本学における諸活動の具体的な計画を予算化し、予算の持つ機能を介して適正な管理運営が行わなければならない。本法人では、本学の目標実現のため、最大の効果が発揮できるよう事業計画を選択し、資金配分を行っていくことを念頭に置き計画を作成している。

将来計画策定に関するプロセスは、「学校法人鉄蕉館経営会議要項」に基づき、理事長、副理事長、亀田医療大学長、亀田医療技術専門学校長、亀田医療大学事務局長、法人総務統括部長、法人財務統括部長、亀田医療技術専門学校事務長、その他理事長が必要と認めた者で構成する学校法人鉄蕉館経営会議においてまず審議する。その後、理事会及び評議員会に諮り、

承認をうけるという仕組みとなっており、このプロセスを経て策定されたものが、学校法人鉄蕉館・第二期中期計画(2021-2025)となる。これは、財務計画を含んだ中長期的視点に立脚しており、これに連動した各年度の収支予算案及び事業計画が立案されている。

なお、具体的な予算案の策定に当たっては、各部署から提出された基本予算案に対し、財務統括部(財務課)の精査の後、各種委員会や各看護領域等からヒアリングを行うことを基本とし、その後、管理運営担当理事等と相談の上で予算案を策定している。併せて、予算の執行にあたっては基本的に財務課によるチェックを行い、適正な予算の執行を目指した運営を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-4-1】 予算編成方針

2025(令和7)年度 事業計画書「IV 学校法人鉄蕉館・財務分野の重点戦略」

【資料 6-4-2】 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画(2021-2025)

【資料 6-4-3】 令和6(2024)年度 科研費一覧

【資料 6-4-4】 学校法人鉄蕉館 資金運用に関する要項

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人鉄蕉館経理規程」及び「学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程」に基づき、適切に行われている。調達、会計処理等における疑問点については、必要に応じ会計監査人、監事、顧問弁護士等に相談、助言指導を得ているほか、文部科学省担当課、日本私立学校振興・共済事業団等の関係部署に照会することにより適正性の確保に努めている。また、予算とのかい離を解消すべく、補正予算を編成している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-5-①-1】 学校法人鉄蕉館 経理規程

【資料 6-5-①-2】 学校法人鉄蕉館 固定資産及び物品管理規程

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査、法人に置く内部監査室が実施する内

部監査から成立している。本法人では、外部監事2人を置き、私立学校振興助成法に基づく会計監査のほか、大学運営全般についての業務監査も実施している。

なお、公認会計士である監査法人による会計監査や監事による会計監査は、計算書類の点検・確認を基本に、会計担当者からのヒアリングを加えて実施しており、決算時には監事による「監査報告書」が作成され、決算案が付議される理事会及び評議員会において報告されている。なお、毎年度の計算書類については、理事会及び評議員会に報告した後、文部科学省に届出るとともに、ホームページに公開している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-5-②-1】 学校法人鉄蕉館寄附行為、学校法人鉄蕉館 寄附行為施行細則

〔基準6の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育研究活動を充実させていくためには、財務基盤の強化が必須である。そのための活動として募金や寄付金を獲得しておくことは、国公立に代わって本邦の大学にとって重要なテーマとなっている。本校も、寄附金募集活動を行っており、令和5年度の寄附金受入額は、3215百万円となっており、これは、科学技術・学術政策局による「産学連携等実施状況について」によると、108位（調査回答1,049校）となっている。

寄付とは、大学の教育研究活動が社会的に評価、理解されて得られるものであり、創立からの永い営みが評価されて集まるものである。大学全体の存在価値を社会に示し、その評価の表れとして資金を得る活動であることから、引き続き、大学経営の根幹に関わるテーマとして取り組んでいく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度自己点検評価書に対する第三者評価において、法人規模に見合った適切な経費執行や科研費など外部資金確保に向けた改善が必要である、との評価を受けた。大学の教育研究活動を維持向上するうえでも外部資金の獲得は必要不可欠であり、学内資源配分や経営戦略においてより重点化していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

外部資金獲得に向け、「科研費獲得のコツ」といったプログラムを実施している。今後もよりブラッシュアップした企画を実施し、結果に結びつけられるよう注力していく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A-1. 地域社会への貢献に関する活動

A-1① 地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育基本法第二章第七条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に基づき、「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を中心に、社会貢献活動を実施しているところである。

・認知症カフェ「はななかふえ」

8月を除いて年間11回開催し、月平均23人の地域住民が参加した。主なプログラムは、ものづくりや会話を通じた交流、健康維持・介護予防のミニ講義、軽運動で、企画は当番制で委員が中心となっていくが、準備や当日運営には学生の積極的な協力が得られた。

・高等学校（医療・福祉コース）への支援

地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくためには、早期教育が必要でありその仕掛けとして、地域の高等学校が提供する医療・福祉コースへの支援を行っている。本年度は、出張講義（5～6月に全4回）、体験型職種紹介（11月に1回）を実施した。その他、主催の亀田総合病院とともに、1年生への出張講義（職種紹介）、2年生への体験型職種紹介、BLS(Basic Life Support)（全3回）、3年生へのシャドー実習等のプログラムを運営した。

・市民公開講座

昨年度のアンケート結果から、「がん」をトピックに3回シリーズで開催した。新しい試みとして、亀田総合病院がん拠点病院推進センター共催とした。講座内容は、1回目を「がんの予防と早期発見/家族ががんになったとき：診断期編」、2回目を「がん治療 放射線治療/家族ががんになったとき：治療期編」、3回目を「乳がんの予防と早期発見/リンパ浮腫の予防とケア」であった。参加者数は30人を超える程度と少ないが、アンケート結果から健康管理への興味・関心につながったと考える。

・医療探求学習支援

高大連携締結校である、東京学館高等学校の生徒（1年生2人、2年生6人）に3月25日から27日にかけて「千葉県鴨川市 チーム医療探求学習」を実施した。模擬講義や演習、安房二次医療圏で唯一の三次医療機関である亀田メディカルセンターの見学やシミュ

レーション、ディスカッションを行い、現場の最先端を学んでいただいた。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 A-1-①-1】 亀田医療大学地域連携・生涯学習センター規程

【資料 A-1-①-2】 亀田医療大学ホームページ抜粋：

「亀田医療大学地域連携・生涯学習センター」

地域貢献 | 亀田医療大学 (kameda.ac.jp)

【資料 A-1-①-3】 記事：【高大連携プロジェクト】

亀田医療大学×東京学館高等学校 医療系フィールドワーク

<https://www.u-presscenter.jp/article/post-55962.html>

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

前述したように、本学では特色ある取組みとして様々な地域貢献活動を行っている。成果が出ている特色ある取組みに関する評価を以下に示す。

・ 認知症カフェ「はななかふえ」

毎月開催している(8月を除く)認知症カフェ「はななかふえ」は、昨年度は月平均23人の地域住民が参加し、リピーターも多かった。ものづくりや健康維持・介護予防のミニ講義、軽運動を主なプログラムとしていることから、特に孤立しがちな高齢者に対しコミュニケーション及び憩いの場を提供すると共に、健康維持・介護予防にも繋げている。

・ 高等学校(医療・福祉コース)への支援

平成27(2015)年、本法人を含む亀田グループと長狭高等学校が教育連携協定を締結以来、毎年同校の医療・福祉コースへの支援として、大学としては主に出張講義、体験型職種紹介、シャドー実習等を実施している。同グループが保有する最新の医療・看護情報、知識及び技術を用いて相互協力し、地域における医療、福祉の発展に寄与している。

・ 市民公開講座

今や国民病とも言える「がん」をテーマに3回シリーズで開催された講座内容は、専門的な内容ながら、本学教員が、がんの予防・早期発見の重要性を分かり易く講義を行った。アンケート結果からも、地域住民の健康管理への興味・関心に繋ぐことができたと評価できる。

・ 医療探求学習支援

令和7(2025)年3月、高大連携締結校である東京学館高等学校の生徒に「千葉県鴨川市チーム医療探求学習」を実施した。模擬講義や演習、安房二次医療圏で唯一の三次医療機関である亀田メディカルセンターの見学やシミュレーション、ディスカッションを行うことにより、生徒達に医療現場の実践的な学びを提供すると共に、将来看護師になりたいと

いう明確な目標への動機付けの機会となっていた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

昨年度実施した「第三者評価」において、2人の評価員から、「積極的に地域社会貢献活動がなされており、大学が果たすべき教育機会の提供、地域を支える専門人材の育成、知的資源の社会への還元の要素を満たす活動ができている。」また、「少子高齢化などが進む中、認知症カフェの実施や初等・中等教育へのサポートなど、南房総地域のニーズに応じた大学が果たす役割を担っている。」との評価をそれぞれ頂いた。今後も様々な外部の意見を取り入れながら、継続的地域貢献に努めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

平成18(2006)年の教育基本法改正により、大学の基本的役割として地域貢献が明確なものとなったが、本学では「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を中心とした地域貢献活動を行っているところである。今後も、地域社会や地方自治体、医療機関、初等・中等教育機関等との良好な関係を保ちながら、ニーズを的確に捉え、さらなる地域貢献活動の実現を図っていく。

V. 特記事項

1. 医療法人鉄蕉会との連携

学生が看護実践能力を獲得するために、臨地実習は欠かせない重要な教育場面であり、非常に重要な役割を担っている。本学は、医療法人鉄蕉会が運営する亀田総合病院を主な臨地実習先として、総合的な実践力をはじめとする能力を培ってきている。令和元(2019)年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においても、感染拡大により実習が出来ないという声で溢れているなか、看護教育への理解と実績から強い連携を発揮し、臨床現場での学生の実習受入れに関し、本学では平常時と変わらない実習を行うことができた。より一層の看護教育の充実を志向し、亀田総合病院看護部と大学による連絡会を組織し、看護部長、副看護部長、学長、副学長、学部長、事務局長等が教育、研究、交流、キャリア支援などについて年4回、話し合いを行っている。

また、令和5(2023)年4月から、亀田総合病院における臨床看護に関する教育研究を啓発、促進及び発展させるため、「亀田総合病院等臨床看護教育研究センター」を設置し、亀田総合病院・亀田クリニック・亀田リハビリテーション及び亀田医療大学が以下2点について協働で実施している。

1) 臨床看護教育部門：臨地実習指導者コース、看護管理者の看護倫理研修

2) 臨床看護研究部門：意味をみつめる事例研究、大学教員と臨床看護師の共同研究の助成

2. 国際看護学海外研修への取り組み

本学のDPにあるように国際社会の一員であるという自覚と意欲をもって行動できる能力を育成するために、国際理解と国際貢献(1年前期)、国際看護学Ⅰ(3年前期)、国際看護学Ⅱ(4年前期)を開講している。国際看護学Ⅱでは、訪問する国のヘルスケア施設を見学し、世界の人々の健康と看護職をグローバルかつ文化的視点から考察する目的で、海外研修を行っている。本学は令和5(2023)年8月31日にドイツのフリートナー応用科学大学(Fliedner Fachhochschule Düsseldorf University of Applied Sciences)と日独両国の親善及び教育・研究交流を目的に学術交流協定を締結した。同大学は看護の創始者フローレンス・ナイチンゲール(Florence Nightingale)が看護を学んだカイザースヴェルトデアコニー(KaiserswertherDiakonie)にある。

令和6(2024)年は以下の国を訪問し研修を実施した。

1) シンガポール(9/3~9/6)：学生数13人

研修施設：①Khoo Teck Puat Hospital、②National University Hospital

2) ドイツ(9/22~9/27)：学生数13人

研修施設：①Fliedner Fachhochschule、②Florence Nightingale Krankenhaus
③Kulturstiftung und Pflegemuseum

3) 中国(9/3~9/8)：学生4人

研修施設：山西医科大学、山西医科大学第1病院

以上海外研修の学生の学びや実態、課題等は、令和7(2025)年2月にFD/SD研修で報告を行った。なお、学生の諸事情で海外研究に参加できない学生には、グローバルかつ文化的な視点から、課題を提示しグループディスカッション等で学びの共有を図った。

今後、参加できない学生への対応については格差のない教育方法の検討が必要である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-----------|------|---|-------------------|
| 第 83 条 | ○ | 学則第 1 条に本学の目的を定めている。 | 1-1 |
| 第 83 条の 2 | - | 本法人は、専門職大学を置いていない。 | 1-1 |
| 第 85 条 | ○ | 学則第 3 条に本学の学部組織構成を定めている。 | 1-1 |
| 第 87 条 | ○ | 学則第 13 条に本学の修業年限を定めている。 | 4-1 |
| 第 88 条 | ○ | 学則第 23 条に編入学、転入学、再入学の修業年限等を定めている。 | 4-1 |
| 第 88 条の 2 | - | 本法人は、専門職大学を置いていない。 | 4-1 |
| 第 89 条 | — | 本学では早期卒業の特例を認めていない。 | 4-1 |
| 第 90 条 | ○ | 学則第 16 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている。 | 3-1 |
| 第 92 条 | ○ | 学則第 5 条、6 条、7 条に教職員組織について定め組織編制を行っている。 | 4-2 5-1 5-2 |
| 第 93 条 | ○ | 学則第 8 条に本学教授会について定め開催している。 | 5-1 |
| 第 104 条 | ○ | 学則第 40 条に学位の授与について定め授与している。 | 4-1 |
| 第 105 条 | — | 本学は特別課程を編成していない。 | 4-1 |
| 第 108 条 | — | 本学は短期大学に当てはまらない。 | 3-1 |
| 第 109 条 | ○ | 学則第 2 条に自己評価、亀田医療大学学長戦略室規程にて自己評価・認証評価について定めており、自己点検評価は平成 29 年度実施、認証評価は平成 30 年度実施予定。 | 2-2 |
| 第 113 条 | ○ | 学校法人鉄蕉館情報公開規程により、教育研究活動の状況の公表について定めている。 | 4-2 |
| 第 114 条 | ○ | 学則第 5 条、7 条に事務職員について定めている。本学は技術職員を置いていない。 | 5-1 5-3 |
| 第 122 条 | ○ | 学則第 20 条に編入学について定めている。 | 3-1 |
| 第 132 条 | ○ | 亀田医療大学編入学に関する規程第 3 条に専修学校専門課程修了者について定めている。 | 3-1 |

学校教育法施行規則

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-------|------|---|------------|
| 第 4 条 | ○ | 学則第 12 条、13 条に修業年限や休業日、第 3 条に課程の組織、第 7 章に教育課程や授業日時数、第 34 条、40 条に学習の評価及び課程修了の認定、第 3 条 2 項、2 章に収容定員及び職員組織、第 6 章、8 章に入学、退学、転学、休学及び卒業、第 44 条に授業料、入学料、第 11 章に賞罰について定められている。本学は寄宿舎を置いていないため、学則に定めていない。通信制の課程は | 4-1 4-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|-----------------|---|--|---------------------------------|
| | | 置いていない。 | |
| 第 24 条 | — | 本学には児童が在籍していない。 | 4-2 |
| 第 26 条 第 5 項 | ○ | 学則第 46 条に懲戒について定めている。 | 5-1 |
| 第 28 条 | ○ | 本学では学校に関係のある法令や学則を亀田医療大学規程集、学校法人鉄蕉館規程集、内規・取扱の中で定めており、その他備付表簿を各学務課、総務課、財務課で管理を行っている。また保存期間について、学校法人鉄蕉館文書保存要項で定めている。 | 4-2 |
| 第 143 条 | — | 本学は、代議員会を置いていない。 | 5-1 |
| 第 146 条 | ○ | 学則第 7 章にて修業年限の通算について定めている。 | 4-1 |
| 第 147 条 | — | 本学では早期卒業の特例を認めていない。 | 4-1 |
| 第 148 条 | — | 本学では特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない。 | 4-1 |
| 第 149 条 | — | 本学では早期卒業の特例を認めていない。 | 4-1 |
| 第 150 条 | ○ | 学則第 16 条に大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。 | 3-1 |
| 第 151 条 | — | 本学では飛び入学を認めていない。 | 3-1 |
| 第 152 条 | — | 本学では飛び入学を認めていない。 | 3-1 |
| 第 153 条 | — | 本学では飛び入学を認めていない。 | 3-1 |
| 第 154 条 | — | 本学では飛び入学を認めていない。 | 3-1 |
| 第 161 条 | ○ | 学則第 37 条に短期大学卒業者の大学編入学について定めている。 | 3-1 |
| 第 162 条 | — | 本学では外国の大学の課程を置いていない。 | 3-1 |
| 第 163 条 | ○ | 学則第 10 条に学年の始期及び終期を定めている。学年の途中における入学は認めていない。第 39 条で卒業については定めている。 | 4-2 |
| 第 163 条の 2 | — | 本学は、学修証明書を交付する制度を設けていない。 | 4-1 |
| 第 164 条 | — | 本学では特別の課程を置いていない。 | 4-1 |
| 第 165 条の 2 | ○ | 本学は単科大学である。また学則第 8 章では卒業の認定、第 7 章で教育課程の編成・実施、第 6 章で入学者の受入れについて定めている。 | 1-1 2-3 3-1 4-1 4-2 |
| 第 166 条 | ○ | 学則第 2 条に自己評価、亀田医療大学学長戦略室規程にて自己評価・認証評価について定めており、適切な評価について定めている。 | 2-2 |
| 第 172 条の 2 | ○ | 学校法人鉄蕉館情報公開規程により、教育研究活動等の情報の公表について定めている。 | 1-1 3-1 4-1 4-2 6-1 |

亀田医療大学

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 第 173 条 | ○ | 学則第 40 条に学位授与について定めている。 | 4-1 |
| 第 178 条 | — | 高等専門学校卒業者の編入学は認めていない。 | 3-1 |
| 第 186 条 | ○ | 亀田医療大学編入学に関する規程第 5 条に修業年限を定め、既修得単位及び入学後の履修については第 9 条に定める。 | 3-1 |

大学設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------------------|----------|---|---|
| 第 1 条 | ○ | 大学設置基準を遵守するとともに水準の向上に努めている。 | 2-2 2-3 |
| 第 2 条 | ○ | 学則第 1 条において教育研究上の目的を規定している。 | 1-1 |
| 第 2 条の 2 | ○ | 学則の第 6 章に入学者選抜について定めている。 | 3-1 |
| 第 3 条 | ○ | 設置する学部については、大学学則に定めており、教育研究上、適当な規模内容（学生の収容定員、校地、校舎等）を有し、教員組織、教員数及びその他が学部として適当であると認識しています。 | 1-1 |
| 第 4 条 | ○ | 学科については、大学学則に定めており、その名称を明記しています。 | 1-1 |
| 第 5 条 | — | 本学では、学科に代わる課程は設けていません。 | 1-1 |
| 第 6 条 | — | 学部以外の基本組織を設置していない。 | 1-1 4-2 5-2 |
| 第 7 条 | ○ | 教員組織については、大学学則に定めており、その内容は大学設置基準を満たしています。事務組織についても規程を有しています。厚生補導については、事務局内の管理部学務課内に学生係を設置し、担当職員を配置しています。さらに、教員と事務職員が各種の委員会等の運営・活動を通して有機的に連携し、学生が卒業後に必要な資質や能力の醸成ができる体制を整えています。 | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第 8 条 | ○ | 学則に授業科目を定め、適切に担当教員を配置している。 | 4-2 5-2 |
| 第 9 条 | ○ | 本学看護学部には助手（教育職員）を配置している。 | 4-2 5-2 |
| 第 10 条 (旧第 13 条) | ○ | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則第 2 条に授業科目について定め、適切な担当・補助を行っている。 | 4-2 5-2 |
| 第 11 条 | ○ | 研修の機会等については、本学の教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、FD（SD を含む）委員会を設置し、研修会などの企画・実施・評価などを行っています。また、事務職員については、外部組織による研修会等への参加を奨励しています。 | 4-2 4-3 5-3 |
| 第 12 条 | ○ | 学長の資格を定め、当該基準を満たす者の中から学長を選考して | 5-1 |

亀田医療大学

| | | | |
|-----------|---|---|------------|
| | | います。 | |
| 第 13 条 | ○ | 教授の資格を定め、当該基準を満たす者の中から教授に任用しています。 | 4-2 5-2 |
| 第 14 条 | ○ | 准教授の資格を定め、当該基準を満たす者の中から准教授に任用しています。 | 4-2 5-2 |
| 第 15 条 | ○ | 講師の資格を定め、当該基準を満たす者の中から講師に任用しています。 | 4-2 5-2 |
| 第 16 条 | ○ | 助教の資格を定め、当該基準を満たす者の中から助教に任用しています。 | 4-2 5-2 |
| 第 17 条 | ○ | 亀田医療大学教員選考基準第 6 条に助手の資格を定めている。 | 4-2 5-2 |
| 第 18 条 | ○ | 学則第 3 条に収容定員について定めている。 | 3-1 |
| 第 19 条 | ○ | 学則第 30 条に教育課程の編成方針について定めている。 | 4-2 |
| 第 19 条の 2 | — | 本学では、連携開設科目を設けていない。 | 4-2 |
| 第 20 条 | ○ | 授業科目については、大学学則に定めており、授業科目ごとの区分等も明記しています。 | 4-2 |
| 第 21 条 | ○ | 学則第 32 条 1 号に各授業科目の単位数を定めている。 | 4-1 |
| 第 22 条 | ○ | 学則第 32 条 2 号に授業期間について定めている。 | 4-2 |
| 第 23 条 | ○ | 学則第 32 条 3 号に各授業科目の授業期間を定めている。 | 4-2 |
| 第 24 条 | ○ | 授業を行う学生数については、教育効果を考慮して適切な規模で実施しています。 | 4-2 |
| 第 25 条 | ○ | 亀田医療大学シラバスに各授業項目にて、その方法を示している。 | 3-2 4-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | 亀田医療大学シラバス各授業項目にて、成績評価基準等の明示等を示している。 | 4-1 |
| 第 26 条 | — | 本学では昼夜開講制度を設けていない | 4-2 |
| 第 27 条 | ○ | 学則第 33 条に単位の授与について定めている。 | 4-1 |
| 第 27 条の 2 | ○ | 学生便覧の履修の概要にて、履修科目の登録の上限について記載を行っている。 | 4-2 |
| 第 27 条の 3 | — | 本学では、連携開設科目を設けていない。 | 4-1 |
| 第 28 条 | ○ | 学則第 35 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。 | 4-1 |
| 第 29 条 | ○ | 学則第 36 条に大学以外の教育施設等における学習について定めている。 | 4-1 |
| 第 30 条 | ○ | 学則第 37 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。 | 4-1 |
| 第 30 条の 2 | — | 本学では長期にわたる教育課程の履修を認めていない。 | 4-2 |
| 第 31 条 | ○ | 学則第 41 条に科目等履修生について定めている。 | 4-1 4-2 |
| 第 32 条 | ○ | 学則第 39 条に卒業の要件を定めている。 | 4-1 |

亀田医療大学

| | | | |
|------------|---|---|------------|
| 第 33 条 | — | 本学では授業時間制度を設置していない。 | 4-1 |
| 第 34 条 | ○ | 亀田医療大学学生会館使用規則第 2 条に学生が急速その他利用するのに適当な空地について定めている。 | 3-5 |
| 第 35 条 | ○ | 亀田医療大学体育施設使用規則第 2 条に運動場について定めている。 | 3-5 |
| 第 36 条 | ○ | 亀田医療大学本館及び研究棟使用規則、亀田医療大学学生会館使用規則、亀田医療大学体育施設使用規則に校舎等施設について定めている。 | 3-5 |
| 第 37 条 | ○ | 本学ホームページ本校舎建設記録に、校地の面積について記載を行っている。 | 3-5 |
| 第 37 条の 2 | ○ | 本学ホームページ本校舎建設記録に、校舎の面積について記載を行っている。 | 3-5 |
| 第 38 条 | ○ | 亀田医療大学図書館管理規程第 6 条に図書等の資料及び図書館について定めている。 | 3-5 |
| 第 39 条 | — | 本学は附属施設を設置していない。 | 3-5 |
| 第 39 条の 2 | — | 本学は薬学に関する学部を設置していない。 | 3-5 |
| 第 40 条 | ○ | 大学ホームページ「キャンパス紹介」のページにて、授業を行うでの実習室や機材等についての概要を記載している。 | 3-5 |
| 第 40 条の 2 | ○ | 必要な機械、器具等をそれぞれの校地ごとに、備えている。 | 3-5 |
| 第 40 条の 3 | ○ | 亀田医療大学本館及び研究棟使用規則第 1 条にて教育研究環境の整備について定めている。 | 3-5 5-4 |
| 第 40 条の 4 | ○ | 学則第 1 条に大学等の名称について定めている。 | 1-1 |
| 第 41 条 | ○ | 本学では、学部等連携課程実施基本組織は設けていません。 | 4-2 |
| 第 42 条 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 1-1 |
| 第 42 条の 2 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 3-1 |
| 第 42 条の 3 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 5-2 |
| 第 42 条の 4 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 5 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-2 5-1 |
| 第 42 条の 6 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 7 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 8 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-1 |
| 第 42 条の 9 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 4-1 |
| 第 42 条の 10 | — | 本学は、専門職学科を設けていない。 | 3-5 |
| 第 43 条 | — | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 4-2 |
| 第 44 条 | — | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 4-1 |
| 第 45 条 | — | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 4-1 |
| 第 46 条 | — | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 4-2 5-2 |
| 第 47 条 | — | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 3-5 |

亀田医療大学

| | | | |
|-----------|---|---------------------------------|-------------------|
| 第 48 条 | - | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 3-5 |
| 第 49 条 | - | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 3-5 |
| 第 49 条の 2 | - | 本学は、工学に関する学部を設けていない。 | 4-2 |
| 第 49 条の 3 | - | 本学は、工学に関する学部を設けていない。 | 5-2 |
| 第 49 条の 4 | - | 本学は、工学に関する学部を設けていない。 | 5-2 |
| 第 58 条 | — | 本学は、外国に学部、学科、その他の組織を設けていない。 | 1-1 |
| 第 59 条 | - | 本学は、学校教育法第 103 条に定める学校ではない。 | 3-5 |
| 第 61 条 | - | 本学は、新たに大学等を設置し、薬学に関する課程を設けていない。 | 3-5 4-2 5-2 |

専門職大学設置基準「該当なし」

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条 | | | 2-2 2-3 |
| 第 2 条 | | | 1-1 |
| 第 3 条 | | | 3-1 |
| 第 4 条 | | | 1-1 |
| 第 5 条 | | | 1-1 |
| 第 6 条 | | | 1-1 |
| 第 7 条 | | | 1-1 4-2 5-2 |
| 第 8 条 | | | 3-1 |
| 第 9 条 | | | 4-2 |
| 第 10 条 | | | 4-2 5-1 |
| 第 11 条 | | | 4-2 |
| 第 12 条 | | | 4-2 |
| 第 13 条 | | | 4-2 |
| 第 14 条 | | | 4-1 |
| 第 15 条 | | | 4-2 |
| 第 16 条 | | | 4-2 |
| 第 17 条 | | | 4-2 |
| 第 18 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 19 条 | | | 4-1 |
| 第 20 条 | | | 4-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 第 21 条 | | | 4-1 |
| 第 22 条 | | | 4-2 |
| 第 23 条 | | | 4-1 |
| 第 24 条 | | | 4-1 |
| 第 25 条 | | | 4-1 |
| 第 26 条 | | | 4-1 |
| 第 27 条 | | | 4-2 |
| 第 28 条 | | | 4-1 4-2 |
| 第 29 条 | | | 4-1 |
| 第 30 条 | | | 4-1 |
| 第 31 条 | | | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第 32 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 33 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 34 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 35 条 | | | 5-2 |
| 第 36 条 | | | 4-2 4-3 5-3 |
| 第 37 条 | | | 5-1 |
| 第 38 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 39 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 40 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 41 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 42 条 | | | 4-2 5-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|--------|--|--|-------------------|
| 第 43 条 | | | 3-5 |
| 第 44 条 | | | 3-5 |
| 第 45 条 | | | 3-5 |
| 第 46 条 | | | 3-5 |
| 第 47 条 | | | 3-5 |
| 第 48 条 | | | 3-5 |
| 第 49 条 | | | 3-5 |
| 第 50 条 | | | 3-5 |
| 第 51 条 | | | 3-5 |
| 第 52 条 | | | 3-5 |
| 第 53 条 | | | 3-5 5-4 |
| 第 54 条 | | | 1-1 |
| 第 55 条 | | | 4-2 |
| 第 56 条 | | | 4-1 |
| 第 57 条 | | | 4-1 |
| 第 58 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 59 条 | | | 3-5 |
| 第 60 条 | | | 3-5 |
| 第 61 条 | | | 3-5 |
| 第 77 条 | | | 1-1 |
| 第 78 条 | | | 3-5 4-2 5-2 |

学位規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|--|------------|
| 第 2 条 | ○ | 学則第 40 条に学士の学位授与の要件について定めている。 | 4-1 |
| 第 2 条の 3 | - | 本学は、専門職大学を設けていない。 | 4-1 |
| 第 10 条 | ○ | 学則第 40 条 2 項に学位授与における適切な専攻分野名称について定めている。 | 4-1 |
| 第 10 条の 2 | - | 本学は、共同教育課程を設けていない。 | 4-1 |
| 第 13 条 | ○ | 学則第 40 条 2 項に学位授与に関する事項について定めている。 | 4-1 |

亀田医療大学

私立学校法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|--|--------------------------|
| 第 20 条 | ○ | 本法人の理事、監事、評議員及び職員等に、特別の利益は与えていません。 | 6-1 |
| 第 27 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 68 条に規定している。 | 6-1 |
| 第 29 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 6 条に規定している。 | 6-2 |
| 第 30 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 7 条に規定している。 | 6-2 |
| 第 31 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 8 条に規定している。 | 6-2 |
| 第 36 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条に規定している。 | 2-1 2-3 6-1 6-2 |
| 第 37 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 14 条、第 15 条に規定している。 | 6-1 6-2 |
| 第 39 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 16 条、第 47 条に規定している。 | 6-1 6-2 6-3 |
| 第 43 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 21 条に規定している。 | 6-2 |
| 第 45 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 22 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 46 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 23 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 52 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 28 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 54 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 29 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 55 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 28 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 56 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 28 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 61 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 31 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 62 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 32 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 66 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 36 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 78 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 46 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 80 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 49 条に規定している。 | 6-3 6-5 |
| 第 86 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 54 条に規定している。 | 6-5 |
| 第 99 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 56 条に規定している。 | 1-1 2-3 6-4 |
| 第 100 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 57 条に規定している。 | 6-2 6-3 |
| 第 103 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 67 条に規定している。 | 6-1 6-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|---------|---|-----------------------------|---------------------------------|
| | | | 6-3 6-4 6-5 |
| 第 104 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 67 条に規定している。 | 6-2 6-5 |
| 第 105 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 67 条に規定している。 | 6-3 |
| 第 106 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 68 条に規定している。 | 6-1 |
| 第 107 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 68 条に規定している。 | 6-1 |
| 第 108 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 70 条に規定している。 | 6-1 |
| 第 144 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 5 条に規定している。 | 6-5 |
| 第 145 条 | - | 常勤監事不在により規定なし。 | 6-3 |
| 第 146 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 8 条、第 16 条に規定している。 | 6-2 |
| 第 148 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 56 条に規定している。 | 1-1 2-1 2-3 6-1 6-4 |
| 第 151 条 | ○ | 鉄蕉館寄附行為第 74 条に規定している。 | 6-1 |

学校教育法（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|--------------------------------|------------|
| 第 99 条 | ○ | 大学院学則第 1 条において目的について規定している。 | 1-1 |
| 第 100 条 | ○ | 大学院学則第 4 条において研究科を置くことを規定している。 | 1-1 |
| 第 102 条 | ○ | 大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。 | 3-1 |

学校教育法施行規則（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|--------------------------------|------------|
| 第 155 条 | ○ | 大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。 | 3-1 |
| 第 156 条 | - | 修士等の学位と同等の学力がある者の入学の規定はない。 | 3-1 |
| 第 157 条 | - | 大学院への飛び入学制度はない。 | 3-1 |
| 第 158 条 | - | 大学院への飛び入学制度はない。 | 3-1 |
| 第 159 条 | - | 大学院への飛び入学制度はない。 | 3-1 |
| 第 160 条 | - | 大学院への飛び入学制度はない。 | 3-1 |

大学院設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--|----------|---------|------------|
|--|----------|---------|------------|

亀田医療大学

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 第1条 | ○ | 学校教育法等の関係法令が定める基準を満たしており、また、水準の向上に努めている。 | 2-2 2-3 |
| 第1条の2 | ○ | 大学院学則第1条において教育上の目的について規定している。 | 1-1 |
| 第1条の3 | ○ | 大学院学則第18条及び入学者選抜規程において規定している。 | 3-1 |
| 第2条 | ○ | 大学院学則第4条において規定し、大学院に修士課程を設置している。 | 1-1 |
| 第2条の2 | - | 専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。 | 1-1 |
| 第3条 | ○ | 大学院学則第1条において大学院の目的について、また、第12条において修業年限について規定している。 | 1-1 |
| 第4条 | ○ | 大学院学則に定めている。 | 1-1 |
| 第5条 | ○ | 大学院学則に定めている。 | 1-1 |
| 第6条 | ○ | 看護学研究科に看護学専攻を置いている。 | 1-1 |
| 第7条 | ○ | 看護学研究科は、看護学部と適切な連携を図っている。 | 1-1 |
| 第7条の2 | - | 複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない。 | 1-1 4-2 5-2 |
| 第7条の3 | - | 研究科以外の基本組織は設置していない。 | 1-1 4-2 5-2 |
| 第8条 | ○ | 適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。 | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第9条 | ○ | 本条各号の資格を有する教員の基準を満たしている。 | 4-2 5-2 |
| 第9条の3 | ○ | FD・SD委員会を設置し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。 | 4-2 4-3 5-3 |
| 第10条 | ○ | 大学院学則第4条第2項において収容定員を規定している。 | 3-1 |
| 第11条 | ○ | 大学院学則第29条において教育課程の編成方針を規定し、第30条及び別表において授業科目を規定している。 | 4-2 |
| 第12条 | ○ | 大学院学則第29条において教育課程の編成方針を規定している。 | 3-2 4-2 |
| 第13条 | ○ | 研究指導は、所定の資格を有する教員が行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第14条 | ○ | 大学院学則第31条において教育方法の特例を規定している。 | 4-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|-----------|---|--|--------------------------|
| 第 14 条の 2 | ○ | シラバス及び学修ガイダンスにおいて授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画を明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準を明示している。 | 4-1 |
| 第 15 条 | ○ | 大学院学則第 34 条において各授業の単位数、第 9 条及び第 10 条において授業期間、第 4 条第 2 項において学生数、第 35 条において単位の授与、第 38 条において他大学における履修、第 37 条において入学前の既修得単位等の認定、第 14 条において長期にわたる教育課程の履修、第 42 条において科目等履修生についてそれぞれ規定している。また、授業方法については履修規程で規定している。 | 3-2 3-5 4-1 4-2 |
| 第 16 条 | ○ | 大学院学則第 33 条において修了要件を規定している。 | 4-1 |
| 第 17 条 | ○ | 大学院学則に定めている。 | 4-1 |
| 第 19 条 | ○ | 教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。 | 3-5 |
| 第 20 条 | ○ | 必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。 | 3-5 |
| 第 21 条 | ○ | 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整理して備えている。 | 3-5 |
| 第 22 条 | ○ | 教育研究上支障が生じない範囲で、学部の施設及び設備を共用している。 | 3-5 |
| 第 22 条の 2 | ○ | それぞれの校地ごとに施設及び設備を備えている。 | 3-5 |
| 第 22 条の 3 | ○ | 研究科において必要な経費を確保し、環境の整備に努めている。 | 3-5 5-4 |
| 第 22 条の 4 | ○ | 研究科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。 | 1-1 |
| 第 23 条 | - | 独立大学院は設置していない。 | 1-1 |
| 第 24 条 | - | 独立大学院は設置していない。 | 3-5 |
| 第 25 条 | - | 通信教育課程は設置していない。 | 4-2 |
| 第 26 条 | - | 通信教育を行っていない。 | 4-2 |
| 第 27 条 | - | 通信教育を併せ行っていない。 | 4-2 5-2 |
| 第 28 条 | - | 通信教育を行っていない。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 29 条 | - | 通信教育は行っていない。 | 3-5 |
| 第 30 条 | - | 通信教育は行っていない。 | 3-2 4-2 |
| 第 30 条の 2 | - | 研究科等関係課程実施基本組織は設置していない。 | 4-2 |
| 第 31 条 | - | 共同教育課程は編成していない。 | 4-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|-----------|---|--|------------|
| 第 32 条 | - | 共同教育課程は編成していない。 | 4-1 |
| 第 33 条 | - | 共同教育課程は編成していない。 | 4-1 |
| 第 34 条 | - | 共同教育課程は編成していない。 | 3-5 |
| 第 34 条の 2 | - | 工学を専攻する研究科は設置していない。 | 4-2 |
| 第 34 条の 3 | - | 工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない。 | 5-2 |
| 第 42 条 | ○ | 大学院学則に定めている。 | 3-3 |
| 第 43 条 | ○ | 授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を、学修ガイダンス等に明示している。 | 3-4 |
| 第 45 条 | - | 外国に組織を設置していない。 | 1-1 |
| 第 46 条 | - | 段階的整備は行っていない。 | 3-5 5-2 |

専門職大学院設置基準「該当なし」

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|----------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条 | | | 2-2 2-3 |
| 第 2 条 | | | 1-1 |
| 第 3 条 | | | 4-1 |
| 第 4 条 | | | 4-2 5-1 5-2 |
| 第 5 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 5 条の 2 | | | 4-2 4-3 5-3 |
| 第 6 条 | | | 4-2 |
| 第 6 条の 2 | | | 4-2 5-1 |
| 第 6 条の 3 | | | 4-2 |
| 第 7 条 | | | 4-2 |
| 第 8 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 9 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 | | | 4-1 |
| 第 11 条 | | | 4-2 |

亀田医療大学

| | | | |
|--------|--|--|---------------------------------|
| 第 12 条 | | | 4-1 |
| 第 13 条 | | | 4-1 |
| 第 14 条 | | | 4-1 |
| 第 15 条 | | | 4-1 |
| 第 16 条 | | | 4-1 |
| 第 17 条 | | | 1-1 3-2 3-5 4-2 5-2 |
| 第 18 条 | | | 1-1 4-1 4-2 |
| 第 19 条 | | | 3-1 |
| 第 20 条 | | | 3-1 |
| 第 21 条 | | | 4-1 |
| 第 22 条 | | | 4-1 |
| 第 23 条 | | | 4-1 |
| 第 24 条 | | | 4-1 |
| 第 25 条 | | | 4-1 |
| 第 26 条 | | | 1-1 4-1 4-2 |
| 第 27 条 | | | 4-1 |
| 第 28 条 | | | 4-1 |
| 第 29 条 | | | 4-1 |
| 第 30 条 | | | 4-1 |
| 第 31 条 | | | 4-2 |
| 第 32 条 | | | 4-2 |
| 第 33 条 | | | 4-1 |
| 第 34 条 | | | 4-1 |
| 第 42 条 | | | 2-2 2-3 |

学位規則（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|-----------------------------------|------------|
| 第 3 条 | ○ | 大学院学則第 29 条及び学位規程において学位授与を規定している。 | 4-1 |

亀田医療大学

| | | | |
|-------|---|---|-----|
| 第4条 | ○ | 大学院学則に定めている。 | 4-1 |
| 第5条 | ○ | 学位論文審査委員会規程において、他の大学院等の教員の協力を得ることができる旨規定している。 | 4-1 |
| 第5条の3 | - | 本学は、専門職大学院を設けていない。 | 4-1 |
| 第12条 | ○ | 2025年4月の設置につき、博士課程修了者を輩出していないが、博士の学位授与報告書を適切に提出するものとしている。 | 4-1 |

大学通信教育設置基準「該当なし」

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|------|---------|------------|
| 第1条 | | | 2-2 2-3 |
| 第2条 | | | 4-2 |
| 第3条 | | | 3-2 4-2 |
| 第4条 | | | 4-2 |
| 第5条 | | | 4-1 |
| 第6条 | | | 4-1 |
| 第7条 | | | 4-1 |
| 第8条 | | | 4-2 5-2 |
| 第9条 | | | 3-5 |
| 第10条 | | | 3-5 |
| 第11条 | | | 3-2 4-2 |
| 第13条 | | | 2-2 2-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|----|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要 | |
| 【表 3-1】 | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 3-2】 | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間） | |
| 【表 3-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 3-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 3-5】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 3-6】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 3-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 3-8】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 3-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 3-10】 | 附属施設の概要（図書館除く） | |
| 【表 3-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 3-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 4-1】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 4-2】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 4-3】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 5-1】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 6-1】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 6-2】 | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 6-3】 | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） | |
| 【表 6-4】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 6-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | 備考 |
|-----------|---|----|
| | 該当する資料名及び該当ページ | |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為 | |
| | 学校法人鉄蕉館寄附行為 | |
| | 学校法人鉄蕉館寄附行為施行細則 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 | |
| | 亀田医療大学 GUIDE BOOK 2026 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則 | |
| | 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 | |
| | 2026 年度亀田医療大学学生募集要項 | |
| | 2026 年度亀田医療大学大学院学生募集要項 | |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| | 学生便覧 2025 | |
| 【資料 F-6】 | 大学組織図 | |
| | 学校法人鉄蕉館 組織図（令和 7(2025)年 5 月 1 日） | |
| 【資料 F-7】 | 事業計画書 | |
| | 学校法人鉄蕉館 2025(令和 7)年度 事業計画書 | |
| 【資料 F-8】 | 事業報告書 | |
| | 学校法人鉄蕉館 2024(令和 6)年度 事業報告書 | |
| 【資料 F-9】 | 中期的な計画 | |
| | 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画(2021-2025) | |
| 【資料 F-10】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集 | |
| | 学校法人鉄蕉館規程集 | |
| | 亀田医療大学規程集 | |
| | 内規・取扱 | |
| 【資料 F-11】 | 理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料 | |
| | 令和 7 年度学校法人鉄蕉館役員名簿 | |
| | 令和 7 年度学校法人鉄蕉館理事会・評議員会開催状況表 | |
| 【資料 F-12】 | 決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの） | |
| | 学校法人鉄蕉館 令和元～5 年度 財務計算に関する書類 学校法人鉄蕉館 令和元～5 年度 監査報告書 | |
| 【資料 F-13】 | 履修要項、シラバス | |
| | 2025 年度亀田医療大学シラバス | |
| | 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 【資料 F-14】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと） | |
| | ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP) | |
| 【資料 F-15】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） | |
| | 令和 2 年度 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書 | |
| 【資料 F-16】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） | |
| | 指摘事項なし 参考：平成 30 年度 大学機関別認証評価 評価報告書 | |

基準 1. 使命・目的

| 基準項目 | | |
|--------------------------------------|--|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映 | | |
| 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL | | |
| 【1-1-①-1】 | 亀田医療大学ホームページ（特色・理念・使命・教育目的） 学部 https://www.kameda.ac.jp/department/college/ 大学院 https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/ | |
| 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則 | | |
| 【1-1-④-1】 | 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 【1-1-④-2】 | 亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【1-1-①-a】 | 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則 | |
| 【1-1-①-b】 | 亀田医療大学 GUIDE BOOK 2026 | |
| 【1-1-①-c】 | 2026 亀田医療大学学生募集要項 亀田医療大学大学院 2026 年度学生募集要項 | |
| 【1-1-①-d】 | 学生便覧 2025 | |
| 【1-1-①-e】 | 2025 年度亀田医療大学シラバス 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 【1-1-②-a】 | 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025） | |
| 【1-1-②-b】 | 学校法人鉄蕉館 2024（令和 6）年度 事業報告書 | |
| 【1-1-③-a】 | 2025 年度亀田医療大学シラバス 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 【1-1-⑤-a】 | 亀田医療大学ホームページ（理念、教育目的等） 学部： https://www.kameda.ac.jp/department/college/ 大学院： https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/ | |

基準 2. 内部質保証

| 基準項目 | | |
|------------------------------|----------------------------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 内部質保証の組織体制 | | |
| 内部質保証に関する全学的な方針 | | |
| 【2-1-①-1】 | 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 【2-1-①-2】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 内部質保証のための組織図 | | |
| 【2-1-①-3】 | 学校法人鉄蕉館 組織図（令和 7(2025)年 5 月 1 日） | |
| 内部質保証に責任を持つ会議体の規則 | | |
| 【2-1-①-1】 | 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 【2-1-①-2】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | | |
| 自己点検・評価に関する規則 | | |
| 【2-2-①-1】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |

亀田医療大学

| | | |
|---|--|--|
| 直近の自己点検・評価の報告書 | | |
| 【2-2-①-2】 | 亀田医療大学 令和5(2023)年度 自己点検評価書 | |
| 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 | | |
| 【2-2-①-3】 | 学長戦略室評価部門会議 議事録 (令和6(2024)年度第1回～令和7年(2025)度第2回) | |
| ・ | | |
| 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 | | |
| 【2-2-①-④】 | 2024年度 亀田医療大学学科会議(第10回) 議事録 | |
| ・ | | |
| IRなどを検討する会議体の規則 | | |
| 【2-2-②-1】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| ・ | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【2-2-①-a】 | 亀田医療大学 令和5(2023)年度 自己点検評価書に対する第三者評価 | |
| 【2-2-②-a】 | 2023年度 学部アセスメント結果(総括) | |
| 【2-2-②-b】 | 2023年度 大学院アセスメント結果(総括) | |
| 2-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など | | |
| 【2-3-①-1】 | 亀田医療大学3つのポリシーと教育の内部質保証(PDCAサイクル) | |
| ・ | | |
| 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 | | |
| 【2-3-①-2】 | 亀田医療大学学生支援委員会規則 | |
| ・ | | |
| 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など | | |
| 【2-3-②-1】 | 亀田医療大学3つのポリシーと教育の内部質保証(PDCAサイクル) | |
| ・ | | |
| 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 | | |
| 【2-3-②-2】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| ・ | | |
| 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 | | |
| 【2-3-③-1】 | 学長戦略室 内部質保証プロジェクト会議 議事録 (令和6(2024)年度 第1回、第2回) | |
| ・ | | |
| 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 | | |
| 【2-3-③-2】 | 学長戦略室評価部門会議 議事録 (令和6(2024)年度 第1回～令和7(2025)年度 第2回) | |
| ・ | | |
| 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など | | |
| 【2-3-③-3】 | 亀田医療大学ホームページ (教育研究上の目的/3つのポリシー) https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/ | |
| ・ | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【2-3-①a】 | 学生便覧2025 (P31 VOICEボックス、P76 学生による授業評価アンケート実施要項) | |
| 【2-3-①-b】 | 2024年度 亀田医療大学学生生活満足度・実態調査報告書 | |
| 【2-3-②-a】 | 亀田医療大学ホームページ (大学情報公開) (11. 公開を必要とする事項/卒業生調査、13. 自己点検評価書) https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/ | |

亀田医療大学

| | | |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 【2-3-②-b】 | 亀田医療大学 令和5(2023)年度 自己点検評価書に対する第三者評価 | |
|-----------|-------------------------------------|--|

基準 3. 学生

| 基準項目 | | |
|---------------------------------------|--|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 学生の受入れ | | |
| アドミッション・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【3-1-①-1】 | 亀田医療大学ホームページ (学部 3つのポリシー) https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ | |
| 【3-1-①-2】 | 亀田医療大学ホームページ (大学院 3つのポリシー) https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/ | |
| 【3-1-①-3】 | 亀田医療大学ホームページ (大学院 3つのポリシー) https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/doctoral/3policies/ | |
| アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【3-1-①-4】 | 亀田医療大学入試委員会規則 | |
| 【3-1-①-5】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 | | |
| 【3-1-②-1】 | 亀田医療大学入試委員会規則 | |
| 【3-1-①-2】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-1-①-a】 | 2026年度 亀田医療大学学生募集要項 | |
| 【3-1-①-b】 | 2026年度 亀田医療大学大学院学生募集要項 | |
| 3-2. 学修支援 | | |
| 学修支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-2-①-1】 | 4年生模試・補講について (2025年第1回学習支援委員会資料) | |
| 学修支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-2-①-2】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【3-2-①-3】 | 亀田医療大学学習支援委員会規則 | |
| 【3-2-①-4】 | 亀田医療大学学生支援委員会規則 | |
| TA、SA などに関する規則 | | |
| 【該当なし】 | — | |
| オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書 | | |
| 【3-2-②-1】 | 教員オフィスアワー覧 | |
| 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 | | |
| 【3-2-②-2】 | 亀田医療大学障害学生支援規程 | |
| 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 | | |
| 【3-2-②-3】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-2-①-a】 | 亀田医療大学履修規則 | |
| 【3-2-①-b】 | 亀田医療大学 GPA 制度取扱要項 | |
| 【3-2-①-c】 | チューター制について(教員用) | |
| 【3-2-①-d】 | 2024年度 学生生活満足度・実態調査報告書 | |
| 【3-2-①-e】 | 2024年度 学長戦略室 IR 部門 活動報告 | |
| 【3-2-①-f】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 【3-2-①-g】 | 亀田医療大学大学院研究科委員会規程 | |
| 【3-2-②-a】 | 2025年度 亀田医療大学学生募集要項 | |

亀田医療大学

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 【3-2-②-b】 | 学生便覧 2025 | |
| 【3-2-②-c】 | 2025 年度 亀田医療大学大学院要覧 | |
| 【3-2-②-d】 | 亀田医療大学教員選考基準 | |
| 【3-2-②-e】 | 亀田医療大学教員選考規程 | |
| 【3-2-②-f】 | チューター制について(教員用) | |
| 3-3. キャリア支援 | | |
| キャリア支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-3-①-1】 | 学部 カリキュラム・ポリシーURL https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ | |
| キャリア支援に関する授業科目名一覧 | | |
| 【3-3-①-2】 | キャリア教育について (2023 年第 10 回学科会議資料) | |
| キャリア支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-3-②-1】 | 亀田医療大学学生支援委員会規則 | |
| 【3-3-②-2】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【3-3-②-3】 | 亀田医療大学学習支援委員会規則 | |
| 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧 | | |
| 【3-3-②-4】 | 就職支援ガイダンス資料 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-3-①-a】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【3-3-①-b】 | 2025 年度 亀田医療大学大学院要覧 | |
| 【3-3-②-a】 | 2025 年度学生支援委員会役割分担 | |
| 【3-3-②-b】 | キャリア教育について (2023 年第 10 回学科会議資料) | |
| 【3-3-②-c】 | PROG テストについて | |
| 【3-3-②-d】 | 4 年生模試・補講について (2025 年第 1 回学習支援委員会資料) | |
| 【3-3-②-e】 | 卒業生の集いについて (2025 年第 2 回学習支援委員会資料) | |
| 【3-3-②-f】 | ポートフォリオについて (4 年生ガイダンス資料) | |
| 3-4. 学生サービス | | |
| 学生生活支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-4-①-1】 | 2025 年度学生支援委員会役割分担 | |
| 学生生活支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-4-①-2】 | 亀田医療大学学生支援委員会規則 | |
| 【3-4-①-3】 | 亀田医療大学保健室規則 | |
| 学生の課外活動の支援に関する規則 | | |
| 【3-4-①-4】 | 亀田医療大学ボランティアに関する規則 | |
| 奨学金に関する規則 | | |
| 【3-4-①-5】 | 亀田メディカルセンター奨学金・修学資金制度のてびき (亀田医療大学用) | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-4-①-a】 | 2024 年度 保健室運営報告 | |
| 【3-4-①-b】 | 学生相談のご案内 | |
| 3-5. 学修環境の整備 | | |
| 施設・設備の管理に関する規則 | | |
| 【3-5-③-1】 | 施設・設備・利便性に向けた取り組み | |
| ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 | | |
| 【3-5-①-1】 | 1 年生情報科学初回授業資料 | |
| 図書館に関する規則 | | |
| 【3-5-②-1】 | 学校法人鉄蕉館図書管理規程 | |
| 【3-5-②-2】 | 亀田医療大学図書館管理規程 | |
| 【3-5-②-3】 | 亀田医療大学図書館利用規程 | |

亀田医療大学

| | | |
|------------------------|------------------------------------|--|
| 【3-5-②-4】 | 亀田医療大学図書委員会規則 | |
| 図書館利用案内 | | |
| 【3-5-②-3】 | 亀田医療大学図書館利用規程 | |
| 建物の耐震化率を示す文書 | | |
| 【3-5-①-2】 | 学校施設調査票 | |
| 【3-5-①-3】 | 亀田医療大学校舎配置図 | |
| 【3-5-①-4】 | 大学構内案内図 | |
| 【3-5-①-5】 | 横渚キャンパス 本館・研究棟 平面図 | |
| 【3-5-①-6】 | 横渚キャンパス 学生会館 平面図 | |
| 【3-5-①-7】 | 東町キャンパス 平面図 | |
| 【3-5-①-8】 | 土地使用貸借契約書 | |
| 【3-5-①-9】 | 亀田医療大学本館及び研究棟使用規則 | |
| 【3-5-①-10】 | 亀田医療大学学生会館使用規則 | |
| 【3-5-①-11】 | 亀田医療大学体育施設使用規則 | |
| 【3-5-①-12】 | 亀田医療大学大学院東町キャンパス 2号館施設使用規則 | |
| 【3-5-①-13】 | 建築台帳記載証明書（建築物）屋内運動場 （旧鴨川中学校体育館） | |
| 【3-5-①-14】 | 建築台帳記載証明書（建築物）実験室棟 （旧鴨川中学校技術棟） | |
| 【3-5-①-15】 | 検査済証（学生会館） | |
| 【3-5-①-16】 | 検査済証（本館・研究棟） | |
| 【3-5-①-17】 | 耐震化率（ホームページ） | |
| 臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | - | |

基準 4. 教育課程

| 基準項目 | | |
|----------------------------|---|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | | |
| ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【4-1-①-1】 | 学部 ディプロマ・ポリシー URL https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ | |
| 【4-1-①-2】 | 大学院 ディプロマ・ポリシー URL https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/ | |
| ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【4-1-①-3】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【4-1-①-4】 | 亀田医療大学教授会規程 | |
| 【4-1-①-5】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など | | |
| 【4-1-①-6】 | 学生便覧 2025 | |
| 【4-1-①-7】 | 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 学位規則、学位審査基準 | | |
| 【4-1-②-1】 | 亀田医療大学学位規則 | |
| 【4-1-②-2】 | 亀田医療大学大学院学位規則 | |
| 進級・卒業・単位認定に関する規則 | | |
| 【4-1-②-3】 | 亀田医療大学履修規則 | |

亀田医療大学

| | | |
|---|--|--|
| 【4-1-②-4】 | 亀田医療大学大学院履修規則 | |
| 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 | | |
| 【4-1-②-5】 | 亀田医療大学「進級判定」に関する取扱内規 | |
| 【4-1-②-6】 | 亀田医療大学教授会規程 | |
| 【4-1-②-7】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【4-1-②-a】 | 亀田医療大学大学院長期履修に関する規程 | |
| 4-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【4-2-②-1】 | 学部 カリキュラム・ポリシー URL https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ | |
| 【4-2-②-2】 | 大学院 カリキュラム・ポリシー URL https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/3policies/ | |
| カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【4-2-②-3】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【4-2-②-4】 | 亀田医療大学教授会規程 | |
| 【4-2-②-5】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など | | |
| 【4-2-②-6】 | 学生便覧 2025 | |
| 【4-2-②-7】 | 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど | | |
| 【4-2-③-1】 | 2025 年度亀田医療大学シラバス | |
| 履修に関する規則 | | |
| 【4-2-③-2】 | 亀田医療大学履修規則 | |
| 【4-2-③-3】 | 亀田医療大学大学院履修規則 | |
| 教育課程を検討する会議体の規則 | | |
| 【4-2-②-3】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 【4-2-②-4】 | 亀田医療大学教授会規程 | |
| 【4-2-②-5】 | 亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 | | |
| 【4-2-⑤-1】 | 教員へのシラバス依頼文 | |
| 教養教育を検討する会議体の規則 | | |
| 【4-2-②-3】 | 亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則 | |
| 教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | - | |
| 授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【4-2-③-a】 | 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 4-3. 学修成果の把握・評価 | | |
| 大学が求める学修成果を示す文書など | | |
| 【4-3-①-1】 | 学部アセスメント・ポリシー、PDCA サイクル | |
| 【4-3-①-2】 | 大学院アセスメント・ポリシー | |
| 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など | | |
| 【4-3-①-3】 | 学生便覧 2025 | |
| 【4-3-①-4】 | 2025 年度亀田医療大学大学院要覧 | |
| 学修成果の把握・評価の方針 | | |

亀田医療大学

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 【4-3-①-5】 | PROG 実施について | |
| 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 | | |
| 【4-3-①-6】 | 学校法人鉄蕉館亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 | | |
| 【4-3-①-7】 | 2023 年度総括学部アセスメント結果総括最終 | |
| 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 | | |
| 【4-3-①-8】 | 2024 年度第 4 回 IR 部門会議 議事録 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【4-3-①-a】 | 亀田医療大学学生による授業評価アンケート実施要項 | |

基準 5. 教員・職員

| 基準項目 | | |
|--|------------------------------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性 | | |
| 大学の意思決定に関する組織図 | | |
| 【5-1-①-1】 | 学校法人鉄蕉館 組織図（令和 7(2025)年 5 月 1 日） | |
| 大学の意思決定に関する会議体の規則 | | |
| 【5-1-①-2】 | 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程 | |
| 【5-1-①-3】 | 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 学長の職務権限に関する規則 | | |
| 【5-1-②-1】 | 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則 | |
| 【5-1-②-2】 | 亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 教授会に関する規則 | | |
| 【5-1-②-3】 | 亀田医療大学教授会規程、亀田医療大学大学院教授会規程 | |
| 【5-1-②-4】 | 教授会で意見を聴く事項、大学院教授会で意見を聴く事項 | |
| 教授会の開催日時・議題一覧 | | |
| 【5-1-②-5】 | 教授会の開催日時・議題一覧、 大学院教授会の開催日時・議題一覧 | |
| 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 | | |
| 【5-1-②-1】 | 亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則 | |
| . | | |
| 事務局組織図 | | |
| 【5-1-③-1】 | 学校法人鉄蕉館 組織図（令和 7(2025)年 5 月 1 日） | |
| . | | |
| 事務分掌に関する規則 | | |
| 【5-1-③-2】 | 学校法人鉄蕉館 事務組織規程 | |
| . | | |
| 職員採用・昇任の方針・規則 | | |
| 【5-1-③-3】 | 学校法人鉄蕉館 就業規則（第 2 章 人事） | |
| 教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| . | | |
| 教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ） | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| . | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |

亀田医療大学

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 【5-1-①-a】 | 亀田医療大学 ガバナンス・コード 第1版 | |
| 【5-1-②-a】 | 亀田医療大学副学長選考規程 | |
| 【5-1-②-b】 | 亀田医療大学学部長選考規程 | |
| 【5-1-②-c】 | 亀田医療大学大学院看護学研究科長選考規程 | |
| 【5-1-③-a】 | 2025年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧(2025.5.1) | |
| 5-2. 教員の配置 | | |
| 教員の採用・昇任の方針・規則 | | |
| 【5-2-①-1】 | 学校法人鉄蕉館 就業規則(第2章 人事) | |
| 【5-2-①-2】 | 亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針 | |
| 教員人事に関する会議体の規則 | | |
| 【5-2-①-3】 | 亀田医療大学教員選考規程 | |
| 【5-2-①-4】 | 亀田医療大学教員選考基準 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【5-2-①-a】 | 亀田医療大学教員業績評価に関する規程 | |
| 【5-2-①-b】 | 亀田医療大学教員業績評価実施要項、教員業績評価報告書 | |
| 5-3. 教員・職員の研修・職能開発 | | |
| FDの方針・計画 | | |
| 【5-3-①-1】 | 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 【5-3-①-2】 | 令和6(2024)年度FD・SD企画案 | |
| FDの実施報告書 | | |
| 【5-3-①-3】 | 令和6(2024)年度FD・SD研修実施報告書 | |
| 【5-3-①-4】 | 委員会活動報告書：令和6(2024)年度SDFD_大学運営・質保証推進会議 | |
| SDの方針・計画 | | |
| 【5-3-②-1】 | 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 | |
| 【5-3-②-2】 | 令和6(2024)年度FD・SD企画案 | |
| SDの実施報告書 | | |
| 【5-3-②-3】 | 令和6(2024)年度FD・SD研修実施報告書 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| 5-4. 研究支援 | | |
| 研究環境に関する調査の結果 | | |
| 【5-4-①-1】 | 学生便覧2025 | |
| 【5-4-①-2】 | 学校施設調査票 | |
| 【5-4-①-3】 | 亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」 https://www.lib-finder.net/kameda/page_detail?id=108 | |
| 研究環境整備の方針・計画 | | |
| 【5-4-①-4】 | 亀田医療大学総合研究所規程 | |
| 研究倫理に関する規則 | | |
| 【5-4-②-1】 | 研究倫理審査検討委員会規則 | |
| 【5-4-②-2】 | 研究倫理審査委員会規則に関する細則 | |
| 【5-4-②-3】 | 不正行為に関する取扱規程 | |
| 【5-4-②-4】 | 研究活動上の不正行為防止体制整備規程 | |
| 研究費の適正利用に関するマニュアル | | |
| 【5-4-②-5】 | 2025年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧(2025.5.1) | |
| 【5-4-②-6】 | 研究倫理研修会等実施概要 | |

亀田医療大学

| | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 【5-4-②-7】 | 亀田医療大学シラバス 2025 | |
| 【5-4-②-8】 | 令和6年度 科研費学内説明会資料 | |
| 研究活動への資源配分に関する規則 | | |
| 【5-4-③-1】 | 教員研究費規程 | |
| 【5-4-③-2】 | 学長裁量経費配分方針 | |
| 【5-4-③-3】 | 令和6年度 科研費学内説明会資料 | |
| 【5-4-③-4】 | 研究倫理審査検討委員会規則 | |
| 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 | | |
| 【5-4-③-5】 | 研究倫理審査委員会規則に関する細則 | |
| 【5-4-③-6】 | 2025年度 亀田医療大学 学内委員会 構成員一覧(2025.5.1) | |
| 【5-4-③-7】 | 亀田医療大学総合研究所規程 | |
| 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 | | |
| 【5-4-③-3】 | 令和6年度 科研費学内説明会資料 | |
| 外部資金応募・獲得の実績一覧 | | |
| 【5-4-③-8】 | 令和6(2024)年度 科研費一覧 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |

基準 6. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|------------------------------|---|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 6-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 組織倫理に関する規則 | | |
| 【6-1-①-1】 | 学校法人鉄蕉館 寄附行為 学校法人鉄蕉館 寄附行為施行細則 | |
| 【6-1-①-2】 | 亀田医療大学 利益相反ポリシー | |
| 【6-1-①-3】 | 亀田医療大学 利益相反管理規程 | |
| 情報公表に関する規則 | | |
| 【6-1-①-4】 | 学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程 | |
| 【6-1-①-5】 | 学校法人鉄蕉館 公益通報者保護規程 | |
| 【6-1-①-6】 | 学校法人鉄蕉館 情報公開規程 | |
| 学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分の URL | | |
| 【6-1-①-7】 | (教育研究活動等の情報公開) https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/ (亀田医療大学ホームページ「大学情報公開」) | |
| ・ | | |
| 私立学校法第151条に対応して公開した部分の URL | | |
| 【6-1-①-8】 | https://www.kameda.ac.jp/corporate/report/ (亀田医療大学ホームページ 「法人情報 事業報告・財務情報」) | |
| 内部統制システムの基本方針 | | |
| 【6-1-①-9】 | 学校法人鉄蕉館 内部統制システム整備の基本方針 | |
| 内部統制の組織体制を示す図 | | |
| 【6-1-①-10】 | 学校法人鉄蕉館 組織図 (令和7(2025)年5月1日) | |
| ・ | | |
| 内部統制に関する規則 | | |
| 【6-1-①-9】 | 学校法人鉄蕉館 内部統制システム整備の基本方針 | |
| ハラスメント防止に関する規則 | | |

亀田医療大学

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 【6-1-②-1】 | 学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する規程 (ハラスメント防止と対応) | |
| 【6-1-②-2】 | 学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する細則 | |
| 【6-1-②-3】 | 亀田医療大学 ハラスメント防止・対策委員会規則 | |
| 【6-1-②-4】 | ハラスメント防止と対応についてのガイドライン | |
| 【6-1-②-5】 | ハラスメントガイドライン学生用 2025 年度版 | |
| 個人情報保護に関する規則 | | |
| 【6-1-②-6】 | 学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程 | |
| ・ | | |
| 危機管理に関する方針・規則 | | |
| 【6-1-②-7】 | 学校法人鉄蕉館 リスクマネジメント及び危機管理基本規則 | |
| ・ | | |
| 危機管理に関するマニュアル | | |
| 【6-1-②-8】 | 学校法人鉄蕉館 危機管理基本マニュアル (平成 29 年 3 月 6 日) | |
| 【6-1-②-9】 | 鴨川市防災マップ WEB サイト 鴨川市防災マップ WEB サイト | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-1-②-a】 | 建物の環境保全について | |
| 【6-1-②-b】 | 学生便覧 2025 | |
| 【6-1-②-c】 | 学校法人鉄蕉館 安全衛生委員会規則 | |
| 6-2. 理事会の機能 | | |
| 法人の意思決定に関する組織図 | | |
| 【6-2-①-1】 | 学校法人鉄蕉館 組織図 (令和 7(2025)年 5 月 1 日) | |
| 予算・決算を承認した際の理事会の議事録 | | |
| 【6-2-①-2】 | 令和 5(2023)年 3 月 6 日理事会・令和 6(2024)年 5 月 23 日 理事会 | |
| 理事を選任する会議体の規則 | | |
| 【6-2-①-3】 | 学校法人鉄蕉館寄附行為、 学校法人鉄蕉館寄附行為細則 | |
| ・ | | |
| 理事を選任した際の会議体の議事録 | | |
| 【6-2-①-4】 | 令和 2(2020)年 12 月 14 日理事会、評議員会・令和 3(2021) 年 10 月 4 日理事会・令和 5(2023)年 12 月 11 日理事会、評 議員会議事録 | |
| ・ | | |
| 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 | | |
| 【6-2-②-1】 | 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画 (2021-2025) | |
| 【6-2-②-2】 | 令和 2(2020)年 12 月 14 日理事会・令和 3(2021)年 3 月 11 日 理事会・令和 6(2024)年 3 月 4 日理事会議事録 | |
| ・ | | |
| 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書 | | |
| 【該当なし】 | (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在) | |
| ・ | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-2-②-a】 | 学校法人鉄蕉館 監事監査規程 | |
| ・ | | |
| 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能 | | |
| 評議員を選任した際の会議体の議事録 | | |
| 【6-3-②-1】 | 令和 2(2020)年 12 月 14 日理事会、評議員会・令和 5(2023) 年 12 月 11 日理事会、評議員会議事録 | |

亀田医療大学

| | | |
|-------------------------|---|---|
| ・ | | |
| 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 | | |
| 【6-3-②-2】 | 令和2(2020)年12月14日理事会、評議員会議事録 | |
| ・ | | |
| 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 | | |
| 【6-3-②-3】 | 令和5(2023)年3月6日評議員会・令和6(2024)年5月23日評議員会議事録 | |
| 監事監査に関する規則 | | |
| 【6-3-②-4】 | 学校法人鉄蕉館 監事監査規程 | |
| ・ | | |
| 監事監査計画書 | | |
| 【6-3-②-5】 | 令和7(2025)年度監事監査計画書 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| ・ | | |
| 6-4. 財務基盤と収支 | | |
| 予算編成方針 | | |
| 【6-4-1】 | 予算編成方針 2025（令和7）年度 事業計画書「IV 学校法人鉄蕉館・財務分野の重点戦略」 | |
| ・ | | |
| 財務計画書 | | |
| 【6-4-2】 | 学校法人鉄蕉館 第二期中期計画(2021-2025) | |
| ・ | | |
| 外部資金導入の実績 | | |
| 【6-4-3】 | 令和6(2024)年度 科研費一覧 | |
| ・ | | |
| 資産運用に関する規則 | | |
| 【6-4-4】 | 学校法人鉄蕉館 資金運用に関する要項 | |
| ・ | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| ・ | | |
| 6-5. 会計 | | |
| 経理に関する規則 | | |
| 【6-5-①-1】 | 学校法人鉄蕉館 経理規程 | |
| 【6-5-①-2】 | 学校法人鉄蕉館 固定資産及び物品管理規程 | |
| 会計監査人の選任に関する規則 | | |
| 【6-5-②-1】 | 学校法人鉄蕉館 寄附行為 学校法人鉄蕉館 寄附行為施行細則 | |
| ・ | | |
| 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など | | |
| 【該当なし】 | (令和7(2025)年5月1日現在) | |
| ・ | | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【該当なし】 | — | — |
| ・ | | |

基準 A. 地域社会貢献

| 基準項目 | | |
|----------------------------|---|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. 地域社会への貢献に関する活動 | | |
| 【A-1-①-1】 | 亀田医療大学地域連携・生涯学習センター規程 | |
| 【A-1-①-2】 | 亀田医療大学ホームページ抜粋： 「亀田医療大学地域連携・生涯学習センター」 地域貢献 亀田医療大学 (kameda.ac.jp) | |
| 【A-1-①-3】 | 記事：【高大連携プロジェクト】亀田医療大学×東京学館高等学校 医療系フィールドワーク https://www.u-presscenter.jp/article/post-55962.html | |
| . | | |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。